

平成 16 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

I 検査基本方針

金融庁においては、平成16年度末までに「金融再生プログラム」を着実に推進し、主要行の不良債権問題を終結させるとともに、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等により中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、強固な金融システムの構築を目指している。平成17年4月には、金融システム全体の効率化のために重要なペイオフ解禁拡大が予定されている。また、近時、株価、金利等の市場動向に変化がみられる。このように金融機関を取り巻く環境は新たな局面を迎えている。

平成16検査事務年度においては、金融機関の利用者や国民の視点に立って、市場規律と自己責任原則を機軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行するとの基本的考え方の下、前検査事務年度に実施された各種施策を踏まえつつ、不良債権問題、中小企業の再生と地域経済の活性化、ペイオフ解禁拡大、市場動向の変化及び利用者保護の重視といった現下の金融機関を取り巻く環境に的確に対応するため、以下の基本方針に基づき、引き続き厳正で実効性ある検査の実施に努めることとする。

なお、「経済財政基本運営と構造改革に関する基本方針2004」において、平成16年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定することとされているが、これに対応した施策については、本プログラムの策定後、機動的に実施する。

1 検査重点事項

(1) 強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応

平成15検査事務年度においては、「金融再生プログラム」を踏まえ、債務者企業の再建計画を検証するなど、主要行に対する深度ある検査等を推進した。その結果、主要行の債務者には事業再生に向けた取組みが進捗しているものと、問題の先送り等により企業実態の悪化が進んでいるものとの二極分化の進行が認められた。これも踏まえ、大口与信管理態勢検査を実施したところである。

平成16検査事務年度においては、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権問題の総仕上げの年にあたることを踏まえ、主要行に対する深度ある検査を一層推進する。また、平成17年4月に予定されているペイオフ解禁拡大への対応状況を重点的に検証する。さらに、近時の市場動向の変化等を踏まえ、市場関連リスク等の管理態勢を重点的に検証するとともに、システムリスク管理態勢についても引き続き検証する。

① 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

主要行グループについては、「金融再生プログラム」の集中調整期間の終了に向けて、通年・専担検査体制の下、検査局における指導態勢を充実させる等により、資産査定 of 厳格化の徹底等を図り、深度ある検査を一層推進する。

このため、自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表、大口債務者に対する主要行間の債務者区分の統一、繰延税金資産の厳正な検証等を継続して実施する。

これらに加え、平成16年9月期については、前期のフォローアップに留めず特別検査を実施する。その際には、先般の大口与信管理態勢検査の結果等も踏まえるとともに、直近のデータに基づき新規対象先も拾い上げ、債務者区分の検証を実施する。これに併せ、再建計画を有する債務者については再建計画の検証を十分に行うとともに、必要に応じ、大口与信管理態勢検査を実施することとする。

また、DES（デットエクイティスワップ）類似の取引や債権流動化等の高度かつ複雑な取引について重点的に検証する。

さらに、これらに係る経営管理（ガバナンス）についても重点的に検証する。

このほか、情勢の変化等に適時・適切に対応して所要の施策を講じる。

② ペイオフ解禁拡大への対応状況の検証

ペイオフ解禁拡大を控え、地域金融機関に対する金融検査マニュアル2巡目検査を平成17年3月末までに実施する。

また、引き続き、預金保険機構と連携を図りつつ、金融機関の名寄せデータの整備状況を検証する。

さらに、決済用預金の導入のためのシステム変更にあたって、プロジェクト管理、外部委託管理等のシステムリスク管理態勢等を検証する。

（2）中小企業再生や地域活性化への貢献に係る対応

中小企業再生や地域経済の活性化を推進するため、地域金融機関における中小企業再生に向けた支援の取組み状況の検証を行うとともに、中小企業の経営実態等に即した検査を推進する。

① 地域金融機関における中小企業再生に向けた支援の取組み状況の検証

地域金融機関については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」及び本年2月に改訂された金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（以下、「マニュアル別冊」という。）を踏まえ、中小企業再生の支援に向けた取組み状況を重点的に検証する。

② 中小企業の経営実態等に即した検査の推進

中小企業向け融資については、マニュアル別冊に基づき、企業の経営実態等に即した的確な検査を推進するとともに、本別冊の浸透のため、以下の施策を講じる。

イ 検査モニターによるマニュアル別冊の運用状況の確認

検査モニターにおいて、被検査金融機関からマニュアル別冊の運用状況について確認し、本別冊の運用の適切性を確保する。

ロ 研修の実施による周知徹底や広報

マニュアル別冊について検査官に対する研修の実施等を通じて引き続き周知徹底を図るとともに、金融機関や債務者側に対する広報に努める。

(3) 金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応

金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上を促す観点から、顧客情報管理態勢、説明責任の履行状況、忠実義務等の法令等遵守状況、苦情等処理態勢の検証を行う。また、これらの検証をより一層深度あるものとするための施策を実施する。

① 顧客情報管理態勢の検証

金融機関の営業部店において顧客情報の漏洩・流出が頻発していることに鑑み、顧客情報の漏洩・流出等を防止するための管理態勢（顧客情報への不正アクセス防止等システム上の安全措置の実施状況を含む）を重点的に検証する。また、顧客情報の保護の観点から、グループ内で顧客情報を共有する場合の情報管理の適切性等について検証を行う。これらの検証に当たっては、平成17年4月から全面施行される「個人情報の保護に関する法律」を十分に踏まえることとする。

② 説明責任の履行状況等の検証

イ 預金者・保険契約者・投資家に対する説明責任

金融商品の多様化等を踏まえ、金融商品の内容や当該金融商品の包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の適切性について検証を行う。

ロ 債務者等に対する説明責任

契約時点における取引等の内容や取引等の包含するリスク等についての説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の適切性について検証を行う。その際、取引関係の見直し等を行う場合に、各預金等受入金融機関の営業上の判断に即した説明を適切に行っているか（金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなど不適切な説明が行われていないかを含む）について重点的に検証を行う。

③ 苦情等処理態勢の検証

金融機関において顧客からの苦情等がみられるにもかかわらず、その発生原因の分析・検討がなされず、適切な再発防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している状況に鑑み、苦情等に対処する体制の整備状況について検証を行うほか、苦情等への対応が適切に行われているか、経営上重要な苦情等について経営陣に的確に報告されているか等について検証を行う。

④ 検査情報受付窓口の設置

金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、検査中の被検査金融機関名を金融庁及び財務局のホームページ上に公表し、一般の利用者から広く当該金融機関についての情報を受け付ける体制を整備する。

(4) 検査態勢の充実等

金融機関を取り巻く環境に的確に対応する等の観点から、検査手続に係る指針の策定、重点的かつ機動的な検査の実施、双方向の議論の充実による深度ある検査の実施、指導態勢の充実等の組織的な取組み等、検査態勢の充実等を図る。

① 検査手続に係る指針の策定

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行する等の基本的考え方の下に、検査の実実施手続をより一層明確化するために、現行の基本事項通達等を見直して、検査手続に関する指針を策定・公表する。

② 重点的かつ機動的な検査の実施

検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査など、より重点的かつ機動的な検査を実施する。

③ 双方向の議論の充実による深度ある検査の実施

経営管理（ガバナンス）の重要性に鑑み、検査班と金融機関の経営陣等との双方向の議論をより一層充実させることによって深度ある検査を実施する。

④ 指導態勢の充実等の組織的な取組み

イ 指導態勢の充実等

検査情報の共有、目線の統一、検査の質の向上等を図る観点から、検査局における指導部門の充実や財務局における検査指導官の設置などによって指導態勢の充実を図る。また、ITを活用した部内研修などによって研修の充実を図る。

ロ 検査・監督の連携体制の強化

実効性の高い金融検査・監督を行うため、それぞれの独立性を確保しつつ、「検査・監督連携会議」や随時の情報交換等を通じ、検査局・監督局間の十分な意思疎通を確保するほか、検査結果通知後の銀行法第24条等に基づく報告に関するヒアリングに検査局が参加し、検査結果の的確なフィードバックを行うなど、検査・監督の連携体制の強化を図る。

ハ 財務局との連携強化

検査局において財務局との連絡調整体制を整備するとともに、検査監理官等会議を積極的に活用し、検査局及び財務局の連携強化に努める。

二 証券取引等監視委員会との同時検査等

証券取引等監視委員会との同時検査等を引き続き推進するほか、検査体制の一元化の準備を進める。

⑤ バーゼルⅡへの対応

バーゼル銀行監督委員会で検討されてきたバーゼルⅡ（いわゆる新BIS基準）が平成18年末から導入される予定であることを踏まえ、これに対応した検査手法及び検査

マニュアルの検討を行う。

2 業態別重点事項

金融検査においては、上記1の検査重点事項に加え、以下のとおり、業態別の重点事項を踏まえて、的確な実施に努める。

① 預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、近時の市場動向の変化等に的確に対応したリスク管理態勢、本人確認法等に沿った預金口座等の適切な管理を含めた法令等遵守態勢、高度かつ複雑な取引、これらに係る内部監査を含めた経営管理（ガバナンス）の状況について重点的に検証を行う。

② 信託銀行

信託銀行については、信託業務の特性を踏まえ、銀行勘定・信託勘定間の取引の適切性や忠実義務・善管注意義務等の履行状況について重点的に検証を行う。

③ 保険会社

保険会社については、コーポレートガバナンスの状況、保険募集の適切性、保険引受リスク管理態勢（損害保険会社の再保険リスク管理態勢を含む）のほか、資産運用リスク管理態勢や責任準備金等の積立ての適切性等の資産・負債の特性を踏まえた財務の健全性について重点的に検証を行う。

④ 証券会社

証券会社については、顧客資産の分別管理状況、自己資本規制比率の正確性、法令等遵守態勢について重点的に検証を行う。また、インターネットを經由した株式取引に係るリスク管理態勢及び法令等遵守態勢について重点的に検証を行う。

⑤ 投資信託委託業者・投資顧問業者

投資信託委託業者及び投資顧問業者については、受託者責任の観点から、運用の適正性確保のための態勢、運用リスク管理態勢、忠実義務の履行状況について重点的に検証を行うとともに、書面交付義務等の法令等遵守状況について重点的に検証を行う。

⑥ 外資系金融機関

外資系金融機関（銀行、証券会社等）については、複数業態にまたがるグループの一体的な実態把握に努めつつ、上記の業態別の事項を踏まえ、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について検証を行う。法令等遵守状況に関しては、特にマネーロンダリングについて重点的に検証を行う。また、高度かつ複雑な取引について重点的に検証を行う。

⑦ その他金融機関

貸金業者については、貸金業の規制等に関する法律を踏まえ、金利規制及び取立て行

為規制等の法令等遵守状況について重点的に検証を行う。

また、前払式証票発行者については、発行保証金の供託状況等について重点的に検証を行う。

⑧ 政策金融機関・郵政公社

政策金融機関・郵政公社については、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」等を用いて検査を実施する。

Ⅱ. 検査基本計画

		実施予定数	(参考)15検査事務年度	
			実施予定数	実施件数
	銀行	105 行	90	94
	信用金庫	155 金庫	115	120
	信用組合	65 組合	100	95
	労働金庫、信農・漁連	15 金庫・連合会	20	21
預金等受入金融機関計		340	325	330
保険会社		15 社	15	14
	証券会社	50 社	70	66
	投信・投資顧問	30 社	35	41
証券会社等計		80	105	107
計		435	440	451

	貸金業者	180 社	200	205
	前払式証券発行者	150 社	170	172
	その他	10 社	20	19
その他の金融機関計		340	390	396

政策金融機関・郵政公社	7 機関	5	5
-------------	------	---	---

(注1) 上記検査実施予定数は変動することがあり得る。

(注2) 主要行及び主要行グループの持株会社については、通年・専担検査の枠組みの下、同一社に対し通常検査、特別検査等複数回の立ち入りを行っているが、あわせて1件とカウントしている。

(注3) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に、証券持株会社は証券会社に含めている。

(注4) 15検査事務年度は、上記のほかに証券取引所検査を1件実施している。

資料23-1-2 平成16検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	年度実績
	銀行	105	105
	信用金庫・信用組合	220	222
	労働金庫、信農・漁連	15	15
預金等受入金融機関計		340	342
保険会社		15	15
計		355	357

証券会社・投信・投資顧問	80	88
--------------	----	----

	貸金業者	180	177
	前払式証票発行者	150	166
	その他	10	13
その他の金融機関計		340	357

政策金融機関・日本郵政公社	7	6
---------------	---	---

(注1) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社を含めている。

(注2) 特別検査等については、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で実施しており、これらを件数としては計上していない。

(平成17年6月30日現在)

(本邦金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
札幌北洋ホールディングス	16. 8. 20	16. 9. 1	16. 9. 21	16. 10. 25
北洋銀行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 9. 21	16. 10. 25

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
共栄火災しんらい生命保険	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 9. 29	16. 11. 9
共栄火災海上保険	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 10. 13	16. 12. 10

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富士火災海上保険	16. 10. 22	16. 11. 5	16. 12. 14	17. 1. 26
富士生命保険	17. 5. 18	17. 5. 30	17. 6. 24	

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
あおぞら銀行	16. 10. 25	16. 11. 8	17. 1. 21	17. 3. 25
あおぞら信託銀行	16. 10. 25	16. 11. 8	17. 1. 21	17. 3. 25

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
野村証券	—	16. 10. 26	17. 1. 21	17. 3. 30
野村アセットマネジメント	—	16. 10. 26	16. 12. 8	17. 3. 7

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
もみじホールディングス	16. 11. 8	16. 11. 19	17. 2. 1	17. 4. 26
もみじ銀行	16. 11. 8	16. 11. 19	17. 1. 28	17. 4. 26

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 4	17. 4. 28
ソニー銀行	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 2. 24	17. 4. 28
ソニー生命保険	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 4	17. 4. 28
ソニー損害保険	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 2. 24	17. 4. 28

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
農林中央金庫	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 15	17. 6. 27
農林中金全共連アセットマネジメント	—	17. 2. 7	17. 3. 15	17. 5. 27

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
九州親和ホールディングス	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 2	17. 3. 24
親和銀行	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 2	17. 3. 24

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	17. 3. 8	17. 3. 22	17. 4. 25	17. 6. 17
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	17. 3. 14	17. 3. 28	17. 4. 28	17. 6. 17

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ほくほくフィナンシャルグループ	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 21	
北陸銀行	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 21	
北海道銀行	17. 4. 15	17. 4. 27	17. 6. 21	

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
西日本シティ銀行	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 24	
長崎銀行	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 6. 17	

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
クレディスイスファーストホストン証券会社 東京支店	—	16. 8. 26	16. 10. 19	17. 1. 14
クレディスイスファーストホストン銀行 東京支店	—	16. 8. 26	16. 10. 18	17. 1. 14
クレディスイス信託銀行	—	16. 8. 26	16. 10. 18	17. 1. 14

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
コールドマン・サククス証券会社 東京支店	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28
コールドマン・サククス・アセット・マネジメント	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ステート・ストリート信託銀行	—	17. 2. 16	17. 4. 12	17. 6. 29
ステート・ストリート銀行 東京支店	—	17. 2. 16	17. 4. 6	17. 6. 29
ステート・ストリート投信投資顧問	—	17. 3. 24	17. 4. 8	17. 6. 29

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
J. P. モルガン証券会社 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
シエー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
モルガソン信託銀行	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
シエー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・シヤハーン	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
シエー・ピー・モルガン・インベストメント・マネジメント・インク 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 24	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

(平成17年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 3. 11	17. 4. 28
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 3. 11	17. 4. 28
関西アーバン銀行	一体的	17. 4. 25	17. 5. 17		
大和住銀投信投資顧問	一体的	—	16. 8. 26	16. 10. 7	16. 12. 27

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
みずほホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	16. 12. 3	16. 12. 15	17. 4. 12	
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 2. 4	17. 3. 3
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	特定リスク ターゲット	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
興銀第一ライフ・ アセットマネジメント	一体的	—	16. 9. 1	16. 10. 13	16. 12. 16
みずほ証券	法令等遵守	—	16. 9. 1	16. 9. 15	16. 10. 22
みずほ証券	一体的	—	17. 1. 26	17. 3. 14	17. 6. 14
千葉興業銀行	特定リスク ターゲット	16. 11. 24	16. 11. 30	16. 12. 14	17. 1. 12

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱東京 フィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	
東京三菱銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 1. 12	17. 1. 24	17. 3. 30	17. 6. 24
三菱信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	特定リスク ターゲット	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
UFJホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
UFJ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	16. 10. 21	16. 11. 2	17. 3. 1	
UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	特定リスク ターゲット	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 15	

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 3. 15	17. 3. 28	17. 6. 21	
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 3. 15	17. 3. 28	17. 6. 21	
埼玉りそな銀行	一体的	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 12. 10	17. 3. 4
近畿大阪銀行	一体的	17. 1. 6	17. 1. 21	17. 3. 7	17. 6. 7

(注1) りそなホールディングス及びりそな銀行に対して、H17.5.10にシステム統合リスクに係る検査結果通知を行った。

(注2) 埼玉りそな銀行に対して、H17.1.7に検査結果の一部につき通知を行った。

銀行名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	特定リスク ターゲット	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 3. 28	17. 4. 8	17. 6. 21	
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
	一体的	17. 3. 28	17. 4. 8	17. 6. 21	

(注1) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

(注2) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注3) このほか、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で、特別検査等を実施している。

(注4) 三井住友銀行、みずほ証券及び東京三菱銀行については、本店の検査の実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(平成17年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス	16. 11. 25	16. 12. 2	16. 12. 22	17. 2. 2
りそな銀行	16. 11. 25	16. 12. 2	16. 12. 22	17. 2. 2

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱東京フィナンシャル・グループ	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 9	17. 6. 24
UFJホールディングス	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 9	17. 6. 24
東京三菱銀行	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 4. 28	17. 5. 16
UFJ銀行	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 4. 28	17. 5. 16
三菱信託銀行	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 6	17. 6. 24
UFJ信託銀行	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 6	17. 6. 24
三菱証券	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 5. 20	17. 6. 6
UFJつばさ証券	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 5. 20	17. 6. 6

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

銀行持株会社名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
みずほフィナンシャルグループ	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
みずほホールディングス	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
三菱東京 フィナンシャルグループ	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
UFJホールディングス	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
りそなホールディングス	通年・専担	16. 8. 18		必要に応じて随時立入※1	—
三菱東京 フィナンシャルグループ	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 9	17. 6. 24
UFJホールディングス	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 9	17. 6. 24
りそなホールディングス	システム統合リスク	16. 11. 25	16. 12. 2	16. 12. 22	17. 2. 2
札幌北洋ホールディングス	特定リスクターゲット	16. 8. 20	16. 9. 1	16. 9. 21	16. 10. 25
もみじホールディングス	一体的	16. 11. 8	16. 11. 19	17. 2. 1	17. 4. 26
ソニーフィナンシャル ホールディングス	一体的	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 4	17. 4. 28
九州親和ホールディングス	特定リスクターゲット	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 2	17. 3. 24
ほくほくフィナンシャルグループ	一体的	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 21	

(注) ※1：以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

【参考：主な検査実施状況】

銀行持株会社名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 3. 11	17. 4. 28
三井トラスト・ ホールディングス	一体的	17. 3. 28	17. 4. 8	17. 6. 21	
みずほフィナンシャルグループ	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
みずほホールディングス	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
三菱東京 フィナンシャルグループ	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	
UFJホールディングス	一体的	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
りそなホールディングス	一体的	17. 3. 15	17. 3. 28	17. 6. 21	※1

(注1) ※1：りそなホールディングス及びりそな銀行に対して、H17.5.10にシステム統合リスクに係る検査結果通知を行った。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

銀行名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
住友信託銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
中央三井信託銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほ銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほコーポレート銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほ信託銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
東京三菱銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
三菱信託銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
UFJ銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
UFJ信託銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
りそな銀行	通年・専担	16. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
東京三菱銀行	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 4. 28	17. 5. 16
三菱信託銀行	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 6	17. 6. 24
UFJ銀行	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 4. 28	17. 5. 16
UFJ信託銀行	システム統合リスク	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 6. 6	17. 6. 24
りそな銀行	システム統合リスク	16. 11. 25	16. 12. 2	16. 12. 22	17. 2. 2
埼玉りそな銀行	一体的	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 12. 10	17. 3. 4 ※2
あおぞら銀行	一体的	16. 10. 25	16. 11. 8	17. 1. 21	17. 3. 25
あおぞら信託銀行	一体的	16. 10. 25	16. 11. 8	17. 1. 21	17. 3. 25
イー・バンク銀行	特定リスク ターゲット	16. 11. 8	16. 11. 18	17. 1. 25	17. 3. 25
ソニー銀行	一体的	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 2. 24	17. 4. 28

(注1) ※1：以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、主要行に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

(注2) ※2：埼玉りそな銀行に対して、H17.1.7に検査結果の一部につき通知を行った。

(注3) このほか、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で、特別検査等を実施している。

(注4) 三井住友銀行及び東京三菱銀行については、本店の検査の実施と合わせて海外拠点に対する実態把握を行っている。

【参考：主な検査実施状況】

銀行名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 3. 11	17. 4. 28
住友信託銀行	特定リスク ターゲッ	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	
中央三井信託銀行	一体的	17. 3. 28	17. 4. 8	17. 6. 21	
みずほ銀行	一体的	16. 12. 3	16. 12. 15	17. 4. 12	
みずほコーポレート銀行	一体的	16. 8. 18	16. 8. 30	17. 2. 4	17. 3. 3
みずほ信託銀行	特定リスク ターゲッ	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 17	
東京三菱銀行	一体的	17. 1. 12	17. 1. 24	17. 3. 30	17. 6. 24
三菱信託銀行	特定リスク ターゲッ	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 20	
UFJ銀行	一体的	16. 10. 21	16. 11. 2	17. 3. 1	17. 5. 31
UFJ信託銀行	特定リスク ターゲッ	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 15	
りそな銀行	一体的	17. 3. 15	17. 3. 28	17. 6. 21	※1

(注1) ※1：りそなホールディングス及びりそな銀行に対して、H17.5.10にシステム統合リスクに係る検査結果通知を行った。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

(平成17年6月30日現在)

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
横 浜 銀 行	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 10. 29	17. 1. 12
広 島 銀 行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 15	16. 12. 21
四 国 銀 行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 9. 17	16. 10. 22
武 蔵 野 銀 行	16. 10. 6	16. 10. 13	16. 10. 27	16. 11. 9
鳥 取 銀 行	16. 10. 28	16. 11. 11	16. 12. 14	17. 2. 24
山 口 銀 行	16. 10. 29	16. 11. 9	16. 11. 19	16. 12. 13
荘 内 銀 行	16. 10. 29	16. 11. 9	16. 11. 22	16. 12. 14
千 葉 興 業 銀 行	16. 11. 24	16. 11. 30	16. 12. 14	17. 1. 12
百 五 銀 行	16. 11. 24	16. 12. 1	16. 12. 13	17. 1. 12
近 畿 大 阪 銀 行	17. 1. 6	17. 1. 21	17. 3. 7	17. 6. 7
常 陽 銀 行	17. 1. 6	17. 1. 14	17. 1. 27	17. 2. 18
百 十 四 銀 行	17. 1. 31	17. 2. 15	17. 3. 29	17. 6. 23
親 和 銀 行	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 2	17. 3. 24
西 日 本 シ テ ィ 銀 行	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 24	
北 陸 銀 行	17. 4. 11	17. 4. 22	17. 6. 21	
北 海 道 銀 行	17. 4. 15	17. 4. 27	17. 6. 21	

【金融庁検査：第二地方銀行】

(平成17年6月30日現在)

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
和 歌 山 銀 行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 20	16. 11. 26
徳 島 銀 行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 14	16. 11. 25
北 洋 銀 行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 9. 21	16. 10. 25
仙 台 銀 行	16. 10. 6	16. 10. 14	16. 10. 27	16. 11. 16
茨 城 銀 行	16. 10. 12	16. 10. 22	16. 12. 14	17. 2. 9
東 京 ス タ - 銀 行	16. 10. 27	16. 11. 9	16. 12. 10	17. 3. 15 ※1
も み じ 銀 行	16. 11. 8	16. 11. 19	17. 1. 28	17. 4. 26
愛 媛 銀 行	17. 1. 6	17. 1. 14	17. 1. 27	17. 2. 21
熊 本 フ ァ ミ リ - 銀 行	17. 1. 6	17. 1. 14	17. 1. 27	17. 2. 21
八 千 代 銀 行	17. 2. 7	17. 2. 21	17. 4. 7	17. 6. 30
中 京 銀 行	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 1	17. 3. 22
富 山 第 一 銀 行	17. 2. 7	17. 2. 16	17. 3. 2	17. 3. 18
殖 産 銀 行	17. 3. 8	17. 3. 23	17. 4. 20	

(注1) ※1：H17.1.11に検査結果の一部につき通知を行った。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

(平成17年6月30日現在)

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
群馬銀行	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 8	17. 1. 20
東京都民銀行	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 8	17. 1. 7
十八銀行	16. 8. 9	16. 8. 23	16. 10. 5	17. 1. 21
山陰合同銀行	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 27	17. 2. 2
七十七銀行	16. 9. 21	16. 10. 6	16. 11. 8	17. 2. 4
山形銀行	16. 9. 21	16. 10. 6	16. 11. 2	17. 2. 4
京都銀行	16. 10. 12	16. 10. 26	16. 12. 3	17. 3. 17
阿波銀行	16. 10. 13	16. 10. 28	16. 12. 7	17. 3. 9
筑邦銀行	16. 10. 13	16. 10. 26	16. 11. 26	17. 3. 7
大垣共立銀行	16. 10. 13	16. 10. 26	16. 11. 24	17. 2. 10
千葉銀行	16. 10. 15	16. 11. 1	16. 12. 21	17. 3. 28
八十二銀行	16. 10. 15	16. 11. 1	16. 12. 10	17. 3. 14
中国銀行	16. 10. 28	16. 11. 11	16. 12. 27	17. 3. 22
鹿児島銀行	17. 1. 5	17. 1. 19	17. 2. 25	17. 5. 26
第四銀行	17. 1. 12	17. 1. 26	17. 3. 9	17. 5. 27
滋賀銀行	17. 2. 21	17. 3. 8	17. 4. 20	
大分銀行	17. 3. 7	17. 3. 22	17. 4. 28	
十六銀行	17. 4. 19	17. 5. 10	17. 6. 17	

【財務局検査：第二地方銀行】

(平成17年6月30日現在)

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
福邦銀行	16. 11. 4	16. 11. 18	16. 12. 16	17. 3. 14
愛知銀行	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 2. 7	17. 5. 17
南日本銀行	17. 3. 7	17. 3. 22	17. 4. 27	
京葉銀行	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 21	
神奈川銀行	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 10	
長崎銀行	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 6. 17	
佐賀共栄銀行	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 6. 15	
名古屋銀行	17. 4. 19	17. 5. 10	17. 6. 13	
関西アバン銀行	17. 4. 25	17. 5. 17		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【共同検査（金融庁主担）：地方銀行】

（平成17年6月30日現在）

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
み ち の く 銀 行	17. 2. 15	17. 2. 17	17. 4. 7	17. 5. 6
琉 球 銀 行	17. 4. 11	17. 4. 20	17. 6. 17	

【共同検査（金融庁主担）：第二地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
宮 崎 太 陽 銀 行	17. 1. 6	17. 1. 20	17. 2. 25	17. 5. 13

【共同検査（財務局主担）：地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
肥 後 銀 行	16. 10. 20	16. 11. 5	16. 12. 10	17. 3. 14

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
津信用金庫	16. 7. 1	16. 7. 14	16. 7. 29	16. 10. 12
八幡信用金庫	16. 7. 1	16. 7. 14	16. 7. 30	16. 10. 7
駿河信用金庫	16. 7. 1	16. 7. 14	16. 8. 3	16. 10. 12
大地みらい信用金庫	16. 7. 2	16. 7. 20	16. 8. 4	16. 10. 22
遠軽信用金庫	16. 7. 2	16. 7. 20	16. 8. 4	16. 10. 27
長浜信用金庫	16. 7. 20	16. 8. 17	16. 9. 7	17. 1. 6
兵庫信用金庫	16. 7. 20	16. 8. 17	16. 9. 10	16. 12. 27
但陽信用金庫	16. 7. 20	16. 8. 17	16. 9. 16	17. 1. 6
京都中央信用金庫	16. 7. 20	16. 8. 17	16. 12. 10	17. 4. 15
興能信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 17	16. 9. 10	16. 11. 9
氷見伏木信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 17	16. 9. 13	16. 11. 9
あぶくま信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 23	16. 9. 8	16. 12. 9
会津信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 23	16. 9. 8	16. 11. 24
仙南信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 23	16. 9. 8	16. 12. 17
一関信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 23	16. 9. 8	16. 11. 24
山形信用金庫	16. 8. 2	16. 8. 23	16. 9. 8	16. 12. 1
佐野信用金庫	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 9. 22	16. 11. 25
青梅信用金庫	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 1	16. 12. 15
新潟信用金庫	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 1	16. 12. 8
川崎信用金庫	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 8	17. 1. 7
杵島信用金庫	16. 8. 5	16. 8. 23	16. 9. 15	16. 12. 7
たちばな信用金庫	16. 8. 5	16. 8. 23	16. 9. 16	16. 12. 28
利根郡信用金庫	16. 8. 6	16. 9. 1	16. 9. 29	16. 12. 1
大分みらい信用金庫	16. 8. 16	16. 8. 30	16. 9. 29	16. 12. 15
大竹信用金庫	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 1	16. 12. 6
玉島信用金庫	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 4	16. 12. 28
鳥取信用金庫	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 5	16. 12. 27
日本海信用金庫	16. 8. 18	16. 9. 1	16. 10. 5	16. 12. 9
稚内信用金庫	16. 8. 23	16. 9. 6	16. 9. 22	16. 12. 13
日高信用金庫	16. 8. 23	16. 9. 6	16. 9. 22	17. 1. 12
西濃信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 21	16. 11. 25
北伊勢上野信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 21	16. 11. 29
遠州信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 22	16. 12. 3
桑名信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 22	16. 12. 3

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
島田信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 24	16. 11. 29
半田信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 24	16. 11. 24
富士信用金庫	16. 8. 24	16. 9. 6	16. 9. 24	16. 11. 18
上市信用金庫	16. 9. 21	16. 10. 4	16. 10. 25	16. 12. 22
のと共栄信用金庫	16. 9. 21	16. 10. 4	16. 10. 26	16. 12. 22
砺波信用金庫	16. 9. 21	16. 10. 4	16. 10. 29	16. 12. 10
東奥信用金庫	16. 9. 21	16. 10. 6	16. 10. 22	17. 1. 21
秋田信用金庫	16. 9. 21	16. 10. 6	16. 10. 29	17. 1. 18
田川信用金庫	16. 10. 4	16. 10. 18	16. 11. 9	17. 3. 4
佐賀信用金庫	16. 10. 4	16. 10. 18	16. 11. 10	17. 3. 15
苫小牧信用金庫	16. 10. 14	16. 10. 28	16. 11. 19	17. 3. 4
山梨信用金庫	16. 10. 15	16. 11. 1	16. 12. 9	17. 2. 2
城北信用金庫	16. 10. 15	16. 11. 1	16. 12. 20	17. 3. 25
播州信用金庫	16. 10. 18	16. 11. 1	16. 12. 2	17. 3. 24
尼崎信用金庫	16. 10. 18	16. 11. 1	16. 12. 14	17. 3. 16
尾西信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 18	17. 1. 25
大垣信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 19	17. 1. 18
焼津信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 19	17. 1. 21
豊橋信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 22	17. 1. 25
蒲郡信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 22	17. 2. 7
西尾信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 22	17. 1. 28
磐田信用金庫	16. 10. 19	16. 11. 1	16. 11. 22	17. 1. 31
大田原信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 2	17. 3. 3
小松川信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 2	17. 1. 28
諏訪信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 8	17. 2. 14
アルプス中央信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 10	17. 2. 3
東京ベイ信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 17	17. 3. 25
佐原信用金庫	16. 10. 22	16. 11. 8	16. 12. 17	17. 2. 22
岩国信用金庫	16. 10. 26	16. 11. 9	16. 12. 6	17. 3. 1
米子信用金庫	16. 10. 26	16. 11. 9	16. 12. 8	17. 3. 1
吉南信用金庫	16. 10. 26	16. 11. 9	16. 12. 10	17. 3. 2
江差信用金庫	16. 11. 2	16. 11. 16	16. 12. 3	17. 3. 15
北陸信用金庫	16. 11. 4	16. 11. 18	16. 12. 14	17. 2. 28
あおもり信用金庫	16. 11. 9	16. 11. 24	16. 12. 17	17. 3. 11
アイオー信用金庫 (旧伊勢崎太田信用金庫)	16. 11. 9	16. 11. 24	16. 12. 21	17. 3. 10

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
上田信用金庫	16. 11. 9	16. 11. 24	16. 12. 22	17. 3. 14
石巻信用金庫	16. 11. 17	16. 12. 1	16. 12. 16	17. 2. 17
宮古信用金庫	16. 11. 17	16. 12. 1	16. 12. 16	17. 3. 16
二本松信用金庫	16. 11. 17	16. 12. 1	16. 12. 16	17. 3. 24
十和田信用金庫	16. 11. 17	16. 12. 1	16. 12. 16	17. 2. 17
白河信用金庫	16. 11. 17	16. 12. 1	16. 12. 21	17. 3. 10
大川信用金庫	16. 11. 24	16. 12. 8	17. 1. 18	17. 5. 10
新宮信用金庫	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 1. 28	17. 4. 12
伊万里信用金庫	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 1. 28	17. 5. 17
神戸信用金庫	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 1. 31	17. 4. 27
奈良中央信用金庫	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 2. 1	17. 4. 18
遠賀信用金庫	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 2. 2	17. 4. 25
知多信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 1. 28	17. 3. 22
静岡信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 1. 28	17. 3. 14
沼津信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 1. 28	17. 4. 12
豊田信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 1. 31	17. 3. 31
三島信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 1. 31	17. 4. 11
東濃信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 2. 1	17. 3. 30
瀬戸信用金庫	16. 12. 14	17. 1. 11	17. 2. 4	17. 4. 27
永和信用金庫	16. 12. 15	17. 1. 12	17. 2. 8	17. 4. 28
幡多信用金庫	16. 12. 20	17. 1. 17	17. 2. 3	17. 3. 15
水島信用金庫	16. 12. 22	17. 1. 17	17. 2. 4	17. 3. 22
島根中央信用金庫	16. 12. 22	17. 1. 17	17. 2. 7	17. 4. 1
萩信用金庫	16. 12. 22	17. 1. 17	17. 2. 7	17. 3. 22
東山口信用金庫	16. 12. 22	17. 1. 17	17. 2. 7	17. 3. 29
山口信用金庫	16. 12. 22	17. 1. 17	17. 2. 8	17. 4. 5
富山信用金庫	17. 1. 5	17. 1. 19	17. 2. 9	17. 4. 21
福井信用金庫	17. 1. 5	17. 1. 19	17. 2. 15	17. 4. 26
網走信用金庫	17. 1. 7	17. 1. 24	17. 2. 10	17. 5. 12
渡島信用金庫	17. 1. 7	17. 1. 24	17. 2. 18	17. 5. 24
盛岡信用金庫	17. 1. 11	17. 1. 25	17. 2. 10	17. 4. 5
新庄信用金庫	17. 1. 11	17. 1. 25	17. 2. 10	17. 4. 1
鶴岡信用金庫	17. 1. 11	17. 1. 25	17. 2. 10	17. 3. 31
花巻信用金庫	17. 1. 11	17. 1. 25	17. 2. 10	17. 4. 5
城南信用金庫	17. 1. 12	17. 1. 26	17. 3. 4	17. 5. 25

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
新発田信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 3	17. 5. 18
東京三協信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 4	17. 4. 20
上越信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 4	17. 5. 18
三条信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 11	17. 5. 10
長野信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 11	17. 6. 1
さわやか信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 16	17. 5. 11
水戸信用金庫	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 23	17. 6. 29
福岡ひびき信用金庫	17. 2. 1	17. 2. 16	17. 3. 18	17. 6. 27
加茂信用金庫	17. 2. 10	17. 2. 28	17. 3. 18	17. 5. 26
筑後信用金庫	17. 2. 14	17. 2. 28	17. 3. 23	17. 6. 20
飯塚信用金庫	17. 2. 14	17. 2. 28	17. 3. 23	17. 6. 10
浜松信用金庫	17. 2. 17	17. 3. 2	17. 3. 25	17. 5. 26
碧海信用金庫	17. 2. 17	17. 3. 2	17. 3. 28	17. 5. 27
金沢信用金庫	17. 2. 18	17. 3. 3	17. 4. 5	17. 6. 8
北見信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 24	17. 6. 28
旭川信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 25	17. 6. 6
防府信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 25	17. 5. 27
吉備信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 25	17. 6. 2
備北信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 25	17. 6. 2
しまね信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 28	17. 6. 21
倉吉信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 7	17. 3. 29	17. 6. 20
奈良信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 8	17. 3. 30	17. 6. 29
但馬信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 8	17. 4. 5	
日新信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 10	17. 4. 12	
姫路信用金庫	17. 2. 21	17. 3. 10	17. 4. 20	
紀北信用金庫	17. 2. 22	17. 3. 7	17. 3. 18	17. 5. 26
富士宮信用金庫	17. 2. 22	17. 3. 7	17. 3. 23	17. 5. 18
高山信用金庫	17. 2. 22	17. 3. 7	17. 3. 24	17. 5. 18
掛川信用金庫	17. 2. 22	17. 3. 7	17. 3. 24	17. 5. 25
八戸信用金庫	17. 2. 23	17. 3. 8	17. 3. 25	17. 5. 25
水沢信用金庫	17. 2. 23	17. 3. 8	17. 3. 25	17. 5. 27
米沢信用金庫	17. 2. 23	17. 3. 8	17. 3. 25	17. 5. 20
北上信用金庫	17. 2. 23	17. 3. 8	17. 3. 25	17. 6. 7
越前信用金庫	17. 2. 23	17. 3. 8	17. 3. 29	17. 6. 3
帯広信用金庫	17. 2. 28	17. 3. 14	17. 3. 31	17. 6. 22

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿児島相互信用金庫	17. 3. 7	17. 3. 22	17. 4. 26	17. 6. 29
足利小山信用金庫	17. 3. 31	17. 4. 18	17. 6. 21	
大分信用金庫	17. 3. 31	17. 5. 9	17. 6. 7	
北海信用金庫	17. 3. 31	17. 5. 10	17. 5. 27	
下関信用金庫	17. 3. 31	17. 5. 10	17. 6. 10	
大牟田柳川信用金庫	17. 3. 31	17. 5. 10	17. 6. 10	
宇和島信用金庫	17. 4. 4	17. 4. 18	17. 5. 13	17. 6. 14
阿南信用金庫	17. 4. 4	17. 4. 18	17. 5. 17	17. 6. 14
埼玉縣信用金庫	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 17	
横浜信用金庫	17. 4. 14	17. 5. 10	17. 6. 17	
おかやま信用金庫	17. 4. 18	17. 5. 10	17. 6. 21	
きのくに信用金庫	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 15	
大阪信用金庫	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 17	
都城信用金庫	17. 5. 12	17. 5. 24	17. 6. 15	
熊本中央信用金庫	17. 5. 12	17. 5. 24	17. 6. 17	
奄美大島信用金庫	17. 5. 12	17. 5. 24	17. 6. 17	
東予信用金庫	17. 5. 24	17. 6. 6	17. 6. 24	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
土佐信用組合	16. 7. 5	16. 7. 20	16. 8. 5	16. 9. 22
熊本県医師信用組合	16. 7. 12	16. 7. 26	16. 8. 12	16. 11. 25
鹿児島県信用組合	16. 7. 14	16. 7. 28	16. 10. 29	17. 1. 31
中ノ郷信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 9. 21	16. 11. 17
東信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 9. 22	16. 11. 29
五泉信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 9. 22	16. 11. 24
群馬県信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 9. 28	16. 12. 1
青和信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 1	16. 12. 21
都留信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 1	16. 12. 24
新栄信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 6	16. 11. 24
茨城県信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 8	16. 11. 30
あすなろ信用組合	16. 8. 4	16. 8. 30	16. 10. 14	17. 1. 12
宮崎県南部信用組合	16. 8. 16	16. 8. 30	16. 9. 17	16. 12. 24
宿毛商銀信用組合	16. 8. 19	16. 9. 2	16. 9. 22	16. 11. 11
空知商工信用組合	16. 8. 23	16. 9. 6	16. 9. 29	16. 12. 22
のぞみ信用組合	16. 9. 14	16. 9. 28	16. 10. 19	17. 1. 19
半原信用組合	16. 9. 17	16. 10. 5	16. 10. 26	16. 12. 21
富士信用組合	16. 9. 21	16. 10. 5	16. 12. 10	17. 3. 18
成協信用組合	16. 10. 12	16. 10. 26	16. 11. 24	17. 3. 8
ウリ信用組合	16. 10. 14	16. 10. 27	16. 12. 10	17. 4. 6
鹿児島興業信用組合	16. 10. 20	16. 11. 4	16. 12. 3	17. 3. 2
奄美信用組合	16. 10. 20	16. 11. 4	16. 12. 3	17. 3. 17
山梨県民信用組合	16. 11. 9	16. 11. 24	17. 2. 8	17. 3. 7
神戸市職員信用組合	16. 11. 11	16. 11. 25	16. 12. 14	17. 3. 28
福江信用組合	16. 11. 18	16. 12. 2	16. 12. 22	17. 3. 15
北部信用組合	16. 12. 10	17. 1. 11	17. 1. 28	17. 3. 16
文化産業信用組合	16. 12. 10	17. 1. 11	17. 1. 31	17. 3. 17
兵庫県警察信用組合	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 1. 26	17. 4. 25
大阪協栄信用組合	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 2. 2	17. 4. 22
近畿産業信用組合	16. 12. 13	17. 1. 6	17. 2. 18	17. 6. 20
香川県信用組合	16. 12. 20	17. 1. 17	17. 2. 3	17. 3. 16
十勝信用組合	17. 1. 7	17. 1. 24	17. 2. 10	17. 4. 25
横浜商銀信用組合	17. 1. 12	17. 1. 26	17. 3. 1	17. 5. 9
長崎三菱信用組合	17. 1. 17	17. 1. 31	17. 2. 25	17. 5. 17

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東群馬信用組合	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 4	17. 6. 1
埼玉信用組合	17. 1. 25	17. 2. 8	17. 3. 9	17. 5. 13
君津信用組合	17. 2. 10	17. 2. 28	17. 3. 23	17. 5. 31
房総信用組合	17. 2. 10	17. 2. 28	17. 3. 25	17. 5. 17
京滋信用組合	17. 2. 21	17. 3. 8	17. 4. 12	
兵庫ひまわり信用組合	17. 2. 21	17. 3. 8	17. 4. 25	
朝銀西信用組合	17. 4. 1	17. 5. 10	17. 6. 10	
両津信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 5. 31	
東京都職員信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 1	
神奈川県歯科医師信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 3	
真岡信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 7	
あかぎ信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 7	
七島信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 8	
太陽信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 8	
ハナ信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 10	
新潟縣信用組合	17. 4. 13	17. 5. 10	17. 6. 14	
益田信用組合	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 5. 30	
岐阜商工信用組合	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 6. 1	
東京証券信用組合	17. 4. 20	17. 5. 17	17. 6. 3	
東京消防信用組合	17. 4. 20	17. 5. 17	17. 6. 10	
三條信用組合	17. 4. 20	17. 5. 17	17. 6. 10	
兵庫県信用組合	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 9	
ミレ信用組合	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 10	
淡陽信用組合	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 14	
中央信用組合	17. 4. 25	17. 5. 17	17. 6. 24	
金沢中央信用組合	17. 5. 9	17. 5. 23	17. 6. 9	
富山県信用組合	17. 5. 9	17. 5. 23	17. 6. 13	
釧路信用組合	17. 5. 9	17. 5. 23	17. 6. 16	
山形中央信用組合	17. 5. 10	17. 5. 23	17. 6. 15	
山形庶民信用組合	17. 5. 10	17. 5. 24	17. 6. 15	
古川信用組合	17. 5. 10	17. 5. 24	17. 6. 15	
仙北信用組合	17. 5. 10	17. 5. 24	17. 6. 15	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

労働金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
近畿労働金庫	16. 7. 26	16. 8. 17	16. 10. 1	17. 2. 25
長野県労働金庫	16. 10. 20	16. 11. 9	16. 11. 30	17. 2. 21
中国労働金庫	17. 1. 31	17. 2. 14	17. 3. 18	17. 6. 16
四国労働金庫	17. 2. 7	17. 2. 23	17. 3. 18	17. 6. 21
東北労働金庫	17. 3. 1	17. 3. 14	17. 3. 18	17. 3. 31
東北労働金庫	17. 4. 18	17. 5. 10	17. 6. 10	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

資料23-1-10 信用農業協同組合連合会等に対する検査の実施状況

農林中央金庫に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
農 林 中 央 金 庫	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 15	17. 6. 27

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
神奈川県信用農業協同組合連合会	16. 8. 3	16. 8. 30	16. 9. 17	16. 12. 10
和歌山県信用農業協同組合連合会	16. 8. 5	16. 8. 23	16. 9. 9	17. 2. 1
高知県信用農業協同組合連合会	17. 2. 2	17. 2. 28	17. 3. 18	17. 6. 7
鹿児島県信用農業協同組合連合会	17. 1. 24	17. 2. 7	17. 2. 25	

信用漁業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
福井県信用漁業協同組合連合会	16. 8. 11	16. 8. 31	16. 9. 10	16. 11. 12
青森県信用漁業協同組合連合会	16. 9. 21	16. 10. 13	16. 10. 26	16. 12. 20
茨城県信用漁業協同組合連合会	17. 2. 2	17. 2. 28	17. 3. 11	17. 5. 23
福岡県信用漁業協同組合連合会	17. 2. 15	17. 3. 1	17. 3. 11	17. 6. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 4	17. 4. 28

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井生命保険	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 11. 11	17. 2. 14
共栄火災しんらい生命保険	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 9. 29	16. 11. 9
アメリカンファミリーライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・コロラド	16. 11. 19	16. 12. 2	17. 1. 25	17. 3. 25
ソニー生命保険	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 3. 4	17. 4. 28
アイエヌシー生命保険	17. 2. 3	17. 2. 16	17. 3. 30	17. 5. 19
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	17. 3. 8	17. 3. 22	17. 4. 25	17. 6. 17
明治安田生命保険	17. 4. 11	17. 4. 20		
富士生命保険	17. 5. 18	17. 5. 30	17. 6. 24	

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
共栄火災海上保険	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 10. 13	16. 12. 10
富士火災海上保険	16. 10. 22	16. 11. 5	16. 12. 14	17. 1. 26
ソニー損害保険	17. 1. 6	17. 1. 19	17. 2. 24	17. 4. 28
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	17. 3. 14	17. 3. 28	17. 4. 28	17. 6. 17
朝日火災海上保険	17. 4. 25	17. 5. 16	17. 6. 16	
三井タレント損害保険	17. 5. 10	17. 5. 20	17. 6. 23	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

証券会社等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
コスモ証券	—	16. 8. 26	16. 10. 7	16. 11. 25
大和住銀投信投資顧問	—	16. 8. 26	16. 10. 7	16. 12. 27
クレディスイスファーストホストン証券会社 東京支店	—	16. 8. 26	16. 10. 19	17. 1. 14
興銀第一ライフ・アセットマネジメント	—	16. 9. 1	16. 10. 13	16. 12. 16
みずほ証券	—	16. 9. 1	16. 9. 15	16. 10. 22
野村証券	—	16. 10. 26	17. 1. 21	17. 3. 30
野村アセットマネジメント	—	16. 10. 26	16. 12. 8	17. 3. 7
ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28
※1 みずほ証券	—	17. 1. 26	17. 3. 14	17. 6. 14
農林中金全共連アセットマネジメント	—	17. 2. 7	17. 3. 15	17. 5. 27
スハークス・アセット・マネジメント投信	—	17. 2. 16	17. 3. 11	17. 5. 27
さわかみ投信	—	17. 2. 16	17. 3. 11	17. 6. 7
※2 三菱証券	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 5. 20	17. 6. 6
※2 U F J つばさ証券	17. 3. 14	17. 3. 24	17. 5. 20	17. 6. 6
ステート・ストリート投信投資顧問	—	17. 3. 24	17. 4. 8	17. 6. 29
岡三証券	—	17. 4. 11	17. 6. 3	17. 6. 30
住信アセットマネジメント	—	17. 4. 18	17. 5. 25	17. 6. 28
J. P. モルガン証券会社 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
シエー・ヒー・モルガン・フレミング・アセット・ マネジメント・シヤハーン	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
シエー・ヒー・モルガン・インベストメント・ マネジメント・インク 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 24	

(注1) ※1:みずほ証券については、本店の検査の実施と合わせて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注2) ※2:システム統合リスク検査

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
坂本北陸証券(株)	—	16. 8. 17	16. 9. 3	16. 10. 26
石動証券(株)	—	16. 11. 25	16. 12. 9	17. 2. 15
新大垣証券	—	16. 7. 13	16. 7. 27	16. 10. 13
内藤証券	—	16. 8. 24	16. 9. 13	17. 1. 31
トレーダーズ証券	—	16. 8. 30	16. 9. 9	16. 12. 6
ユーエイエムジャパンインク	—	16. 8. 30	16. 9. 10	16. 12. 10
丸近証券	—	16. 8. 30	16. 9. 14	16. 12. 16
三菱東京ウェルネスマネジメント証券	—	16. 8. 30	16. 9. 30	16. 11. 29
(株)パーフェクト投資顧問	—	16. 8. 4	16. 8. 6	16. 11. 17
新潟証券	—	16. 9. 14	16. 11. 26	16. 12. 22
東京ファイナンシャルコンサルタント	—	16. 9. 27	16. 9. 29	
西村証券	—	16. 10. 5	16. 10. 22	17. 2. 3
永和証券	—	16. 10. 5	16. 10. 25	17. 1. 18
ふじ株式情報(石田英典)	—	16. 10. 12	16. 10. 29	16. 12. 20
香川証券	—	16. 10. 19	16. 11. 12	16. 12. 17
A I P証券	—	16. 11. 1	16. 11. 9	16. 12. 22
エアーズシー証券	—	16. 11. 1	16. 11. 24	17. 1. 31
山二証券	—	16. 11. 26	16. 12. 15	17. 2. 7
ニュース証券	—	16. 11. 29	16. 12. 15	17. 1. 31
シーエー・エーエム証券	—	16. 12. 1	16. 12. 10	17. 2. 22
高木証券	—	16. 11. 16	16. 12. 10	17. 3. 23
日本電子証券	—	16. 11. 17	16. 12. 8	17. 3. 1
池銀投資顧問(株)	—	16. 11. 8	16. 11. 11	17. 1. 17
ユナイテッドワールド証券(株)	—	16. 11. 9	16. 12. 2	17. 3. 4
ゲット証券	—	17. 1. 6	17. 5. 19	17. 6. 23
塚本證券	—	17. 1. 12	17. 2. 2	17. 6. 2
大塚証券	—	17. 1. 12	17. 2. 3	17. 4. 21
島大証券(株)	—	17. 1. 18	17. 2. 3	17. 3. 23
アイ・キャピタル証券	—	17. 1. 19	17. 1. 27	17. 3. 7
ジェービック証券	—	17. 1. 19	17. 2. 10	17. 4. 12
フィスコ	—	17. 2. 17	17. 2. 24	17. 4. 4
ナショナル・オーストラリア証券	—	17. 2. 17	17. 3. 2	17. 4. 22
臼木証券	—	17. 3. 1	17. 3. 11	17. 5. 18
ひびき証券	—	17. 2. 22	17. 3. 14	17. 6. 27
光証券	—	17. 2. 22	17. 3. 15	17. 5. 13
新生投資顧問	17. 2. 17	17. 3. 1	17. 3. 1	17. 3. 25
日本ファースト証券	—	17. 3. 10	17. 6. 2	17. 6. 29

【財務局検査】

(平成17年6月30日現在)

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ひまわり証券	—	17. 3. 14	17. 3. 28	17. 5. 26
STF投資顧問	—	17. 3. 23	17. 3. 24	
インベスコ投信投資顧問	—	17. 3. 28	17. 4. 5	
オリエント証券	—	17. 4. 7	17. 4. 22	17. 6. 8
丸大証券	—	17. 4. 12	17. 5. 23	17. 6. 27
(株)エッチ・アール・アイ	—	17. 3. 9	17. 3. 11	17. 5. 18
大山日ノ丸証券(株)	—	17. 3. 14	17. 3. 25	17. 6. 21
アルママターファンド投資顧問	—	17. 4. 8	17. 4. 28	17. 6. 9
竹松証券(株)	—	17. 4. 13	17. 4. 27	17. 6. 13
岩井証券	—	17. 4. 5	17. 4. 27	17. 6. 27
金吉証券	—	17. 4. 7	17. 4. 27	17. 6. 28
野畑証券	—	17. 4. 12	17. 5. 25	17. 6. 22
大北証券(株)	17. 4. 12.	17. 4. 18	17. 4. 27	17. 6. 13
(株)マーケットプレイス	—	17. 4. 19	17. 4. 20	17. 6. 1
センチュリー証券	17. 4. 27.	17. 5. 16	17. 6. 7	17. 6. 30
ニッセイ基礎研究所	—	17. 5. 19	17. 5. 25	17. 6. 23
ウツミ屋証券(株)	—	17. 5. 11	17. 6. 14	
パンタ・レイ証券	—	17. 5. 24	17. 6. 3	17. 6. 29
西脇証券	—	17. 5. 24	17. 6. 3	17. 6. 27
徳島合同証券	—	17. 5. 30	17. 6. 20	17. 6. 30

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

外国金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
クレディスイスファーストホストン証券会社 東京支店	—	16. 8. 26	16. 10. 19	17. 1. 14
クレディスイスファーストホストン銀行 東京支店	—	16. 8. 26	16. 10. 18	17. 1. 14
クレディ・スイス信託銀行	—	16. 8. 26	16. 10. 18	17. 1. 14
ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	—	16. 11. 4	17. 2. 4	17. 4. 28
アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニー オブコロロンハース	16. 11. 19	16. 12. 2	17. 1. 25	17. 3. 25
フィリピン・ナショナル・バンク 東京支店	—	17. 2. 15	17. 4. 5	17. 6. 16
ステート・ストリート信託銀行	—	17. 2. 16	17. 4. 12	17. 6. 29
ステート・ストリート銀行 東京支店	—	17. 2. 16	17. 4. 6	17. 6. 29
ステート・ストリート投信投資顧問	—	17. 3. 24	17. 4. 8	17. 6. 29
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	17. 3. 8	17. 3. 22	17. 4. 25	17. 6. 17
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	17. 3. 14	17. 3. 28	17. 4. 28	17. 6. 17
J. P. モルガン証券会社 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
モルガンの信託銀行	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・シヤハン	—	17. 4. 20	17. 6. 27	
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネジメント・インク 東京支店	—	17. 4. 20	17. 6. 24	
バンコック・バンク 東京支店、大阪支店	—	17. 4. 20	17. 6. 10	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

【金融庁検査】

(平成17年6月30日現在)

政策金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日 本 郵 政 公 社	16. 8. 18	16. 8. 31	16. 10. 29	16. 12. 21
中 小 企 業 金 融 公 庫	16. 11. 4	16. 11. 17	17. 1. 31	17. 4. 28
公 営 企 業 金 融 公 庫	17. 1. 6	17. 1. 13	17. 1. 27	17. 3. 17
住 宅 金 融 公 庫	17. 1. 6	17. 1. 21	17. 3. 30	17. 6. 27
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	17. 2. 14	17. 2. 25	17. 4. 11	
農 林 漁 業 金 融 公 庫	17. 4. 18	17. 5. 9	17. 6. 20	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

金融検査指摘事例集（平成 16 検査事務年度）

はじめに

金融検査指摘事例集は、「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、説明責任を全うする枠組みの整備として「検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実」を、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」において、「金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例について情報提供し、その共有を図る」と掲げたことを受け作成したものである。

金融庁検査局は、平成 16 検査事務年度の検査基本方針において、検査重点事項として、

- (1) 強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応
 - (2) 中小企業再生や地域活性化への貢献に係る対応
 - (3) 金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応
- を掲げ、さらに下記の項目を業態別重点事項として検査を行ってきた。

次頁以降は、16 事務年度に行った検査における主な指摘事例である。

なお、検査における指摘事項は、金融機関の規模・特性により傾向が異なることから、本事例集作成の趣旨を踏まえ、預金等受入金融機関については、主要行等及び外国銀行支店、地方銀行、信用金庫及び信用組合の三つに分けて紹介することとした。

預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、近時の市場動向の変化等に的確に対応したリスク管理態勢、本人確認法等に沿った預金口座等の適切な管理を含めた法令等遵守態勢、高度かつ複雑な取引、これらに係る内部監査を含めた経営管理（ガバナンス）の状況について重点的に検証を行う。

信託銀行

信託銀行については、信託業務の特性を踏まえ、銀行勘定・信託勘定間の取引の適切性や忠実義務・善管注意義務等の履行状況について重点的に検証を行う。

保険会社

保険会社については、コーポレートガバナンスの状況、保険募集の適切性、保険引受リスク管理態勢（損害保険会社の再保険リスク管理態勢を含む）のほか、資産運用リスク管

理態勢や責任準備金等の積立ての適切性等の資産・負債の特性を踏まえた財務の健全性について重点的に検証を行う。

証券会社

証券会社については、顧客資産の分別管理状況、自己資本規制比率の正確性、法令等遵守態勢について重点的に検証を行う。また、インターネットを經由した株式取引に係るリスク管理態勢及び法令等遵守態勢について重点的に検証を行う。

外資系金融機関

外資系金融機関（銀行、証券会社等）については、複数業態にまたがるグループの一体的な実態把握に努めつつ、上記の業態別の事項を踏まえ、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について検証を行う。法令等遵守状況に関しては、特にマネーロンダリングについて重点的に検証を行う。また、高度かつ複雑な取引について重点的に検証を行う。

I. 預金等受入金融機関

1. 主要行等及び外国銀行支店

(1) 法令等遵守態勢について

○ コンプライアンス・オフィサーの独立性

コンプライアンス・オフィサーは、法令等に違反する行為の未然防止に注力し、違反する懸念のある行為が発見された場合にはこれを是正する責務を担うとしているため、各所属部署からの独立性を確保する必要があるとしている。しかしながら、部店長の補佐をするものと位置付け、部店長が任命権を有しているため、十分な独立性の確保及びコンプライアンス・オフィサーに期待されるけん制機能が十分に発揮できる体制となっていない事例。

○ 連続休暇制度の運用

不祥事件を未然に防止する観点から、一週間以上の連続休暇取得制度を定め、最低年 1 回は長期間職場を離脱させるようにしているものの、休暇期間中であるにもかかわらず、業務を行っていた職員がいたことや、その職員が休暇を取得していたと事実と相違する内容を役職者が人事担当部署に報告していた事例。

○ 本人確認手法

本人確認義務について、

- ・ 有効期限切れの外国人登録証明書や住居の確認ができない旅券により本人確認を行ったとして口座を開設している事例。
- ・ 法人口座の開設に際し、取引の任に当たる者の本人確認を行っていない事例。
- ・ 口座開設時に本人確認記録を作成していない事例。

○ 取引停止依頼の対応

警察からの取引停止依頼があった口座について、全取引不可の設定登録をしていたにもかかわらず、当該口座の解約・払出し請求に対して担当役席者は、登録事由の内容確認を行わずに設定を解除し、安易

に解約・払出しに応じた事例。

(2) 顧客保護等管理態勢について

① 顧客情報等管理

○ 情報管理と電子メール

顧客情報の管理については、社外電子メールの取扱規程が定められているものの、内部規程に反し電子メールにより顧客情報や業務関係の資料を自宅へ送信している事例。

○ F A X送受信管理

F A X番号の登録先確認や送信先への事前連絡が励行されていなかったことから、顧客の重要情報が含まれる文書等を国内外の拠点間で送付する際に誤って第三者に送付する事故が、繰り返し起きている事例。

○ 顧客情報の持ち出し

顧客情報の持ち出しに係る管理については、規程を定め、定期的に全部店に周知徹底を図っているものの、当日中に持ち帰る情報については、例外として持出管理簿への記載を省略することができるため、紛失した渉外かばんの中にあつた顧客情報を特定できない事例。

○ 保険契約に係る顧客情報管理

銀行の顧客紹介による関連生命保険会社の営業支援について、コンプライアンス・ルール等を策定して運営に当たっている。しかしながら、営業店へのコンプライアンス・ルールの徹底や顧客情報の取扱いルールが策定されていないなど取組体制が不十分であつたことなどから、保険契約に係る顧客情報が銀行の融資判断に利用されかねない状況にあることや、業況が悪化している顧客を保険会社に紹介するなど優越的地位の濫用ととられかねない不適切な行為があつた事例。

② 苦情への対応等

○ 苦情の本部報告

苦情が寄せられた場合、苦情報告書を作成し担当者へ報告するこ

ととしているものの、その報告期限が定められていないことや、報告遅延が多数発生し、なかには報告自体を怠っている事例。

○ 苦情の報告内容

苦情等の処理状況の経営陣への報告に当たり、銀行側に責任のある重要案件が的確に報告されておらず、苦情に至った要因分析が十分に行われていない事例。

③ 説明責任

○ リスク商品に係る確認書

リスク性商品の販売に当たっては、トラブル未然防止等を目的として、取引の都度、顧客から確認書を事前徴求するようマニュアル等で定めている。しかしながら、担当者の失念によりこれを行わず販売し、また担当部において徴求漏れが判明した後も行内手続で定められた事務過誤報告を行わず、顧客に遡及日付による確認書の作成を依頼し、徴求している事例。

④ 名寄せ整備

○ データ整備

預金保険法に基づき、預金口座の名寄せを行うためにデータ整備を行っているが、例えば、同一団体で設立年月日が相違しているものなど、多数の不備が認められる事例。

(3) リスク管理態勢（共通）について

○ リスク資本の配分と実績

リスク資本をリスク抑制のための指針等として機能させるため、経営陣に対し各部門別に資本配分と対比させてリスク資本使用実績額を報告させる態勢としている。しかしながら、実際にリスク資本を配賦するに当たり、銀行全体のリスク量の相当部分を抱える特定部署について、当該部署を単独で管理するのではなく、当該部署を含んだ部門全体としてリスクを配分・管理し、報告されているため、当該部署の実態を把握できていない事例。

○ 監査項目の見直し

内部監査部門では、定期的な事務事故報告から多発している事故の

事例を把握しているものの、それに対応した監査項目を見直していない事例。

○ **内部監査計画とリスクアセスメント**

監査委員会における内部監査計画の審議に当たって、各部門のリスク状況、監査人員の充足度など監査計画策定の基本的な事項について議論を行わず、形式的に審議・決定が行われている事例。

○ **内部監査と事後検証**

被監査部門である各部署では、重要事案の処理に係る内容を記載した資料などが残されていないため、内部監査による事後検証の実施が困難となっている事例。

(4) 自己資本管理態勢について

○ **将来減算一時差異の解消スケジューリング**

繰延税金資産の計上について、将来減算一時差異のスケジューリングにおいて、DCF法を適用している貸出先については、他の一般貸倒引当金と同様に有税引当残高は翌期に全額解消するとしていることから、有税引当残高の解消予定年度と個社別の再建計画等における将来債務者区分との間に整合性が認められず、再見積りした結果、将来課税所得が高く見積られていたことから、繰延税金資産が大幅に過大であり、その結果、自己資本が過大であったと認められる事例。

(5) 信用リスク管理態勢について

○ **経営会議の機能発揮**

信用リスク管理態勢について、経営会議では、問題債権の回収の極大化、開示債権額の圧縮、与信費用の圧縮等に関する検討が大半で、厳格な自己査定の実施や事業再生についての検討・指示が行われていないなど、経営会議が、その役割及び機能を十分に果たしていない事例。

○ **大口与信先の管理**

銀行経営に大きな影響を与えかねない大口与信先について、管理を強化するための改善を図っているものの、

- ・ 債務者区分を変更した問題先について、大幅な方針転換や事業再編の具体的な内容等に関する経営陣への報告がタイムリーに行われていない事例。
- ・ 支援案件については、外部との協議を開始する前に銀行方針を取締役に付議すると規定しているものの、その時期等の定義が不明確であったことなどから付議が行われていない事例。
- ・ 過去に多額の金融支援を行った先について、支援後の再建計画の進捗状況や損益収支状況の検証が不十分であるため、経営会議において債務者の実態が十分に説明されておらず、踏み込んだ議論が行われていない事例。

○ 信用リスクの計量化

信用リスクの計量化に当たり、信用格付が正確でない事例やビジネスローンなど格付対象外の与信先が多数存在し、計量化手法がポートフォリオの実態を反映していない事例。

○ DES等で取得した優先株と減損処理

DES等で取得した優先株について、発行体の経営状況がさらに悪化しているなど破綻に至る可能性が高いと見込まれる場合において、優先株の評価の妥当性を検証することなく一律減損対象外としている事例や、どのような場合に減損を行うかについて、明確な規程がないため、恣意性が排除できない事例。

(6) 資産査定管理態勢について

○ 親会社支援の取扱い

親会社の支援について、機関決定の有無など支援の確実性に対する検証等を十分に行わないまま、債務者区分の判定を行っている事例。

○ ディスクロージャーの適切性

リスク管理債権の開示について、以下のような要因により多額の開示漏れが認められた。

- ・ 貸出条件緩和債権に係る基準金利について、他行との競争上の観点から、明確に定めず、基準金利による開示判定を行っていない事

例。

- ・ 十分な返済原資を確保できない債務者に対する貸出金について、償還不足を補うための資金要請に応需しているなど実態として再建支援を行っているにもかかわらず、非開示債権としている事例。
- ・ 貸出条件緩和債権の判定について、開示範囲を限定的に捉え、例えば、一部債権放棄を実施した債権について、貸出金回収の危険性が貸出金ではなく債務者の属性に帰属する場合であっても、一律に債権単位で残債のみを開示している事例。

○ 不動産流動化関連融資

顧客不動産の流動化について、所管部署及び審査部門において、建築関係法規に関する知識・認識が不十分であったことからスキームの適正性・妥当性の検証やチェック機能が不十分となり、当該物件が建築基準法等に違反する可能性を認識していたにもかかわらず、十分に確認を行わないまま融資を実行した事例。

○ 流動化に係る会計処理

顧客の本社ビル流動化をアレンジしている案件について、当該流動化は、オリジネーターの信用リスクに償還原資を依存したローンがスキーム内に組み込まれていることなどから、リスク負担割合が5%を超えるものになるなど、「特別目的会社を活用した不動産流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に照らしてリスクと経済価値の移転が不完全なスキームとなっている事例。

(7) 市場関連リスク管理態勢について

○ 金利リスクの経営陣への報告

金利リスクについて、担当部署は半期ごとにシミュレーションを行っているものの、リスク量の把握・分析結果を経営陣に定期的に報告していない。このため、市場の変化に対する多面的なリスク分析結果が経営の意思決定に反映される体制となっていない事例。

○ リスク計測モデルの妥当性の検証

円金利の急騰により、バンキング勘定のバックテストにおいて、現

在価値変動がVaR値を超過しており、その回数が統計的に適切な回数を大幅に超えているにもかかわらず、妥当性の検証等を行わないまま現行のリスク計測モデルによるVaR値を使用し続けている事例。

(8) 流動性リスク管理態勢について

○ 市場流動性リスク管理

市場流動性リスク管理については、ガイドラインを設定し市場流動性を管理しているが、銀行全体の市場リスク量のうち過半を占める部署の業務が対象外となっており、具体的な検証・管理ルールも明文化されていないなど、実効性に問題のある事例。

(9) オペレーショナル・リスク管理態勢について

○ 事務事故の防止に係る各部門間の連携

内部規律に反する事務事故については、総務部門の所管であるため、事務の統括部門には都度連絡が行われていないことから、事務部門は事務事故の内容を把握していない。このため、事務部門としての原因分析や再発防止の検討が行われず、改善が図られていない事例。

○ システムリスクに係る経営陣の関与

システム障害の発生について、担当役員には報告していたものの行内ルールに沿って経営会議等に報告が行われていないこと等から、経営陣主導によるシステムリスク管理が行われていない事例。

○ システム統合準備

システム統合に際し、統合に当たって各職員が何を何時までになすかのプランが策定されていないことなどから、システムの移行を最終判定する時点で、テストを終了していないことなど、経営陣が判断する材料が揃っていないことが危惧される事例。

○ システム統合と顧客説明

現行システムの統合により、顧客へのサービスの変更等を行うものがあるため、顧客説明や顧客との折衝を行い了解を得る必要があるものの、これらの作業に係る事務量などを把握していないことから、作業の期限内に完了できないことが懸念され、顧客への説明責任が果た

せないおそれがある事例。

(10) 行政処分に繋がった検査

○ クレディ・スイス信託銀行株式会社に対する検査について

経営陣は、信託財産の基本的な管理・決済業務にかかる長期・多数の管理失当が発生している問題を内部監査による指摘等により認識していたが、適切な措置や対応を講じることなく何年間もこれを放置しており、信託法第 20 条に違反していた。また、前回の当庁立入検査において指摘された、当行と在日クレディ・スイス・グループ関連会社等との業態間の弊害の防止措置等について、改善が十分に図られていない実態が認められた。

○ ブラジル銀行東京支店に対する検査について（15 事務年度実施）

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第 3 条に基づく本人確認義務及び第 4 条に基づく本人確認記録の作成義務等に係る法令違反行為を多数行っており、中には、多数の在日外国人等による送金依頼をとりまとめ、海外送金を手配する複数の代理送金業者（いわゆる地下銀行）が持ち込む多額の取引を、長年に渡り反復・継続して受け付けていた事実も認められた。また、行員による預金の横領等の不祥事件が発生しているが、当庁に対する届出を行わず、銀行法第 53 条第 1 項に違反している事例が認められるなど、法令等遵守及び経営管理態勢に問題が認められた。

○ シティトラスト信託銀行株式会社に対する検査について（15 事務年度実施）

信託財産の管理・決済業務における海外源泉税還付請求の未処理及び還付金等の受け取りにかかる事務・経理処理が適切に行われずに長期間放置されており、信託法第 20 条及び同法第 28 条に違反するなど、信託業務の営業・審査・事務管理体制等については、前回の当庁の立入検査結果に基づき当行が策定した、業務の改善計画に即した改善が図られていない業務実態が認められた。また、投資信託販売業務の登録を受けずに、金融機関等に対してシティグループの海外運用会社が運用する投資信託の勧誘・媒介を反復・継続して行い、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項に違反する事例が認められた。

○ シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対する検査について（15 事務年度実施）

在日支店のプライベート・バンク部門では、海外支店において現地監督当局に対し疑わしい取引の届出が再三行われている取引者等との取引及び口座の不正開設等によりマネー・ローンダリングと疑われる取引を許すなど、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第3条及び第4条に違反する行為のほか、金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行うなど、銀行法第12条の2第1項並びに金融商品の販売等に関する法律第3条第1項に違反する事例が認められた。また、在日支店では、前回の当庁の立入検査結果に基づき、銀行法第12条に違反したとして、業務の一部停止等の行政処分を受けていたにもかかわらず、今回の立入検査において、グループ証券会社及び信託銀行との組織的な連携により、海外不動産投資案件等の媒介・勧誘等の銀行法第12条に違反する取引が多数認められた。さらに、個人金融本部では、平成7年より約7年間に18億円以上を詐取した事件が発覚しており、外貨預金業務にかかる態勢が未整備となっている状況が認められるなど、経営陣の監督体制に重大な欠陥が認められた。

2. 地方銀行

(1) 法令等遵守態勢について

○ コンプライアンス統括部署の独立性等

法令等遵守態勢について、担当部門を監査部署から独立させ、全行のコンプライアンス統括部署と位置付けるなどの工夫を行っているものの、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに係る情報を一元的に把握・管理していないほか、監査部署による内部監査も不十分なものとなっているなど、統括・けん制機能が十分に働いていない事例。

○ マネー・ローンダリング防止への取組

マネー・ローンダリング防止への取組について、管理ルールが明確に定められていないなど、一元的に情報等を把握・管理する体制が整備されていないことなどから、捜査関係事項として捜査当局から営業店に対し照会があったにもかかわらず、本部に対する報告が適切に行

われていない事例。

○ **本人確認手続の徹底**

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認について、本部の本人確認手続の徹底が不十分なほか、本人確認書類の点検の重要性に係る認識が不足していることなどから、営業店において、有効期限が過ぎた証明書類により確認を行っている事例。

○ **不祥事件等の未然防止に向けた取組**

不祥事件等の未然防止に向けた取組について、本部各部及び各営業店においてそれぞれ取組方針を作成・実施することとし、本部において電話等により指導を行っているものの、臨店ヒアリングを実施していないなどフォローアップを十分に行っていないほか、監査部署による検証も不十分なものとなっていることなどから、営業店において取組方針に記載した項目が未着手となっている事例。

○ **不祥事件等における発生原因や問題点に係る分析**

不祥事件等への対応について、所管部署において、重大な問題があると判断した場合に、担当役員に報告の上、コンプライアンス委員会に対し付議することと規定しているが、所管部署において、単に記録の保存を行うだけで、不祥事件の可能性のある事案であっても、事実関係等の調査を営業店任せにしていることに加え、発生原因や問題点に係る分析を十分に行っていないほか、監査部門による検証が適切に実施されていない事例。

(2) **顧客保護等管理態勢について**

① **顧客情報等管理**

○ **重要書類の紛失**

顧客情報等の管理について、規程が定められていないことに加え、営業店において、重要書類の紛失や顧客の信用情報等を含む書類の誤送信などが発生しているにもかかわらず、所管部署において、発生原因の分析や再発防止策等に係る検討を十分に行っていないことから、経営陣に対する事故報告が個別案件の概要及び発生件数を報告するのみで、分析等を欠いたものとなっている事例。

② 苦情への対応等

○ 苦情等の処理対応

苦情等への対応について、本部における対応部署等が明確に定められていないほか、苦情等の処理対応を本部各部が行っているなど、与信取引に係る苦情が一元的に把握・管理されない状況となっていることから、取締役会に対する報告も断片的なものとなっている事例。

○ 苦情の原因分析

職員の説明不足等による苦情が繰り返し寄せられているにもかかわらず、所管部署において苦情の原因分析が行われていない事例。

○ 苦情等の本部報告

苦情処理の記録・管理のルールについて、営業店に対し徹底していないことから、営業店で受け付けた苦情・要望等について、本部への報告漏れが多数認められる事例。

○ 苦情の調査・分析体制

苦情への対応について、担当部署において、個別事案の内容の把握と指導及び事後処理に大半の時間を要しているなど、個別対応に重点が置かれていることなどから、問題点の分析や改善策等に係る検討が十分に行われておらず、経営陣に対し部門別・商品別等の苦情件数を報告するにとどまっているなど、報告や調査・分析体制の整備が不十分なものとなっている事例。

○ リスク商品に係る苦情処理体制

投資信託・外貨預金等のリスク性商品の販売について、不祥事件等に係る取締役会への報告基準が明確なものとなっていないことなどから、顧客からの苦情等が多数発生しているにもかかわらず、担当役員への報告及び苦情内容の分析が十分に行われておらず、管理態勢の整備が遅れている事例。

③ 説明責任

○ リスク性商品に関する研修等

外貨預金等のリスク性商品の勧誘に関し、職員に対する研修等が十分に行われていないことから、職員の商品に対する理解不足や顧

客への説明不足に起因する苦情が発生している事例。

○ **不適切な顧客への説明**

稟議承認前に、顧客に対し、融資実行が確実である旨の説明を行っている事例。

○ **契約変更時における顧客説明**

契約変更時において、顧客に対し、変更内容の説明を十分に行っていない事例。

(3) リスク管理態勢（共通）について

○ **内部監査の実効性**

内部監査について、マニュアルやチェックリストを作成し研修を行うなど、監査態勢の強化を図っているものの、監査項目となっている事項に係る不備を指摘していないものや、監査員が不備を認識しながら営業店の事務事情を勘案して問題点を指摘していないものなど、運営が実効性を伴っていない事例。

○ **内部監査従事者の専門性**

内部監査担当部署に市場関連業務や新規窓口業務（投資信託、年金保険の取扱）に精通した者が配置されていないことなどから、内部監査において、不備事項のチェックが中心となっており、リスク管理の適切性等に係る監査を実施していない事例。

○ **外部監査人との連携**

外部監査人からの指摘事項について、窓口部署において、各指摘事項に係る担当部署へ通知し、改善計画を取りまとめた上で外部監査人に回答を行っているが、内部監査部署との間の連携が不十分で、内部監査部署に対し適切に指摘事項や改善計画が報告される態勢となっていないことから、内部監査への活用が図られていない事例。

(4) 自己資本管理態勢について

○ **無税化スケジューリングの妥当性**

新規発生個別貸倒引当金に係る無税化スケジューリングについて、

過去に発生した有税個別貸倒引当金の無税化実績の検討等を十分に行うことなく、スケジューリング期間中において均等に無税化すると見込んだ結果、将来課税所得の見積もりが過大となっており、その結果、自己資本が過大であったと認められる事例。

○ **無税化スケジューリングの合理的根拠**

有税評価損を計上した有価証券について、将来減算一時差異に係る無税化スケジューリングが具体的な売却計画に基づいておらず、合理的根拠に欠ける事例。

(5) 信用リスク管理態勢について

○ **大口与信先のグループ管理**

大口与信先の管理について、経営会議において、業種別集中リスク等のモニタリング状況やグループ企業への与信状況に係る報告が十分に行われていないことなどから、グループ企業別の総与信枠及び取引方針の決定に当たり、グループ内の取引関係やグループ内各社の業況等に係る検討が十分に行われていない事例。

○ **リスクリミット超過先への対応**

大口与信先の管理について、特定の債務者や業種への与信集中を避けるためにリスクリミットを設け、設定時に既にリミットを超過している債務者に対しては限定的に個別リスクリミットを設定している。

しかしながら、同リミットは既存の与信額をベースに今後の資金実行予定等を目安としたものとなっており、債務者の現況や保全状況に基づく検討が不足していることから、債務者の現況等を勘案した、いつまでに、どのようにして、どのレベルまで与信額を削減するのかという具体的な対応策について十分な検討を行うことなく、新規融資のためにリミットの増額を行っている事例。

(6) 資産査定管理態勢について

① **資産査定の正確性等**

○ **企業再生支援の取組**

企業再生支援の取組について、経営改善計画が、債務者と十分な意見交換を行わないまま銀行の営業店主導で作成し、人員不足から

本部の専担部署の関与が適切になされなかったため、実現可能性が低いものが認められるなど、企業再生支援の取組が不十分となっている事例。

○ **債務者の実態把握不十分なままの債務者区分の判定**

行員一人当たりの担当債務者数が多数となっていることなどから、決算書等が未徴求となっているなどモニタリングが不十分な債務者について、実態把握を十分行うことなく債務者区分の判定を行っている事例。

○ **赤字の要因分析**

赤字先に係る自己査定のQ&Aにおいて、一過性の赤字が翌期に解消できることを合理的に説明できる場合の基準が不明確なことから、連続して赤字を計上している債務者について、赤字の要因分析を十分に行うことなく、一過性の赤字であるとして、正常先にとどめている事例。

○ **グループ内各社の債務者区分の判断**

グループ企業である債務者について、グループ内各社の債務者区分を調整する基準等が定められていないほか、関連取引一覧表等によりグループ内企業間の関連性を把握し、相互の関連性や影響度合を検討した上で債務者区分を決定することとしている。しかしながら、実際の検討が不十分なものとなっていることなどから、親会社の業況が不芳であるにもかかわらず、グループ全体の財務状況等に係る検討を十分に行わないまま、債務者区分を上位にとどめている事例。

○ **実態バランスの把握**

要注意先以下の債務者に対する実態バランスの把握が不十分なことから、実質債務超過となっている債務者について、十分な検討を行うことなく、要注意先にとどめている事例。

② **償却・引当**

○ **償却・引当の適切性**

貸出金等の償却・引当規程及びマニュアルにおいて、全ての損失を毀損額として認識することとしていないことから、破綻懸念先Ⅲ

分類額に係る予想損失率の算定に当たり、算定期間の期首におけるⅢ分類額を上限として債務者に係る毀損実績額を認識しているが、バルクセールによる二次ロスや担保の評価の下落損失など、期首Ⅲ分類額を超える毀損額が発生する事例が認められており、同予想損失率は、実態を反映したものとなっていない事例。

○ 異常値控除の検証

倒産確率による予想損失額について、その充分性の検証手続等に係る規定などが具体的に定められていないことなどから、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較により検証を行っているものの、当該貸倒実績率の算出に当たり、合理的な理由がないにもかかわらず、大口与信先に係る毀損額を異常値として控除しているなど、検証が十分に行われていない事例。

○ 引当額の充分性に係るバックテスト

償却・引当に係る検証体制が明確なものとなっていないことなどから、破綻懸念先Ⅲ分類額に係る貸倒実績率について、監査部署が算定を行っており、けん制機能が働く態勢となっていないほか、引当額の充分性に係るバックテストが行われていないなど、検証が十分に行われていない事例。

③ 担保評価

○ 鑑定評価の妥当性の検証

鑑定評価について、精度が高いものとして、担保の適格性や評価の前提条件等に係る検証を行うことなく、鑑定評価額をそのまま処分可能見込額としている事例。

○ 担保不動産に係る評価掛目

担保不動産に係る評価掛目について、処分可能見込額と処分実績額による比較検証が不十分なことなどから、実態を反映したものとなっていない事例。

④ リスク管理債権の開示

○ ディスクロージャーの適切性

- ・ 実質的な条件変更と認められる債権について、貸出条件緩和債権判定表を作成することとしているものの、同判定表作成の判断

を営業店任せとしていることなどから、業況不芳な債務者に対する手形貸付が書替継続により実質的に元本返済猶予となっているにもかかわらず、開示されていない事例。

- ・ 貸出条件緩和債権の判定において、条件変更時の債務者の実態把握（資金使途、返済原資、キャッシュフロー等の確認）が十分行われず、形式的・表面的な開示債権の特定にとどまっているほか、二次査定部署が基準等を遵守せず担当者の判断に任せるなど検証態勢が不十分なものとなっているため、債務者の支援を目的として貸出条件の変更を行った貸出金について、当該債務者に経営改善計画が策定されていることのみをもって開示の対象外としている事例。

⑤ 顧客不動産の流動化

○ 不動産流動化に係るオフバランス要件

顧客不動産の流動化について、貸付人及び特定社債の引受人の立場からのみ判断を行っているため、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に基づくオフバランス要件などについて、行内で十分検討することなくノンリコースローンを実行している事例。

(7) 市場関連リスク管理態勢について

○ 経営陣等の関与

各運用ポジション毎のリスクリミットについて、運用担当部署の算出したものを取締役会等は追認しているのみで、取締役が必要な報告を求めていることから、経営陣は、ストレステストの結果などを形式的に承認するにとどまっており、その妥当性等に係る検討が十分に行われていない事例。

○ リスクの計量化の精緻化

リスク量を計測する定量化システムについて、金利や株価などの各リスク・ファクター間の相関関係や個別債券のデュレーション等を考慮したものとなっていないことから、算出されるリスク量は精緻なものとなっておらず、最大損失額を十分に予想できないものとなっている事例。

(8) 流動性リスク管理態勢について

○ 資金繰りの逼迫度に係る判断基準

資金繰りの状況区分について、資金繰りの逼迫度に応じて、平常時、懸念時及び緊急時の3段階に区分して管理することとしているものの、懸念時及び緊急時に係る判断基準に定量的な要素が含まれていないなど、具体的なものとなっていない事例。

○ 流動性危機時の対応

流動性危機時の対応については、マニュアルを定めているものの、預金流出が発生した際の営業店内での役割について、緊急事態発生時の場面を想定せず、問題発生後の緊急対策本部設置を起点とした対応が可能と考えていることから、営業店内での役割分担が定められていないほか、顧客説明用Q&A等を問題発生後に作成することとしている事例。

(9) オペレーショナル・リスク管理態勢について

○ 決済用預金導入に係る顧客への説明責任

家族の名義を借りたに過ぎない預金が他人名義預金として預金保険の対象外となることや、決済用預金の要件を満たさない可能性のある既存の普通預金について、顧客への説明責任に係る理解が不足していることから、決済用預金の導入に当たり、営業店に対しその取扱いに係る具体的な指示を行っていない事例。

(10) 行政処分に繋がった検査

○ 株式会社みちのく銀行に対する検査について

代表取締役の指示等（「他の取締役による関与・黙認」を含む。）により、当局に対して不祥事件の届出を怠っていた、あるいは事実と異なる内容の届出を行っていたことに加え、平成16年4月に発出した不祥事件に関する報告命令に対して、事実と異なる報告を行っていたことなどが認められた。

3. 信用金庫及び信用組合

(1) 法令等遵守態勢について

○ 法令等遵守に係る研修・啓蒙活動

コンプライアンス・プログラムが策定されていないほか、営業店に対する研修や啓蒙活動も行われていない事例。

○ 諸規程間の整合性チェックに係る統括部署の関与

本部各部が単独で各種規程の整備を行っていることから、諸規程間の整合性がとれていないことを統括部署は看過しているなど、その機能を十分に発揮していない事例。

○ コンプライアンス委員会の機能発揮

コンプライアンス委員会について、重大な不祥事件が発生しているにもかかわらず、適時適切に開催されていないほか、委員会議事録も作成されていないなど、その機能を十分に発揮していない事例。

○ コンプライアンス研修の実効性

コンプライアンス研修について、法令等の事例研修等を開催することなく、職員に対しテスト問題を配付するにとどまっており、その後のフォローがなされていないことから、実効性のある研修となっていない事例。

○ 連続休暇制度の活用

不祥事件等の未然防止のための連続休暇制度について、担当部署が取得率の向上のみに注力していることから、休暇時等における業務点検などが形骸化しているほか、未取得者に対する事故防止の観点からの具体的な方策も検討されていない事例。

○ 長期職場離脱制度の活用

長期職場離脱制度に関し、営業店において、本部から指示のあった休暇取得者に係る業務点検を実施していないほか、本部において、その状況を把握していない事例。

○ 適切な人事ローテーション

人事ローテーションについて、内部規程において、同一部署の在職期間を5年以内と規定しているにもかかわらず、合併や早期退職などに起因する業務への影響を勘案したことから、規程に沿った人事ローテーションが行われていないことに加え、事故防止の観点からの代替措置を講じていないことから、長期在籍者が関与した不祥事件が発生している事例。

○ 本人確認手法

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認について、

- ・ 同法の趣旨が徹底されておらず、受付担当者の確認不足と事務担当役席者の検証が不十分なことから、住所の記載のない書類により本人確認を行っている事例や、本人確認記録の記載が誤っている事例。
- ・ 法人の預金口座の開設の際に、法人の取引の任に当たっている担当者について、本人確認を行っていない事例。

○ 保険の窓口販売に係る顧客情報管理

生命保険の窓口販売について、主管部署の担当者が募集人に対し、顧客の非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に顧客から書面等による同意を得ることが必要であることを周知していないことなどから、同意を得ずに販売を行っている事例。

○ 外務員登録を受けていない者による国債等の販売

国債等の販売について、内部監査や店内検査において無登録販売の有無を検証項目としていないことなどから、外務員登録を受けていない者による販売が多数認められる事例。

○ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応について、統括部署において、同勢力に係る情報を一元的に把握・管理していないなど、排除へ向けた態勢が整備されていない。このため、営業店が捜査当局から関連情報を入手し、統括部署に対し、同勢力に該当する者であると報告しているにもかかわらず、別の営業店において、同勢力と認識しないまま取引を継続し

ている事例。

○ 疑わしい取引の届出

- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 54 条に基づく当局への「疑わしい取引の届出」について、営業店が本部に対し、預金口座の不正利用が認められると報告しているにもかかわらず、本部の認識が不十分なことから、当局への届出が行われていない事例。
- ・ マネー・ローンダリング防止への取組について、捜査当局から暴力団関連取引に係る照会を受けたにもかかわらず、当局への「疑わしい取引の届出」の必要性に係る検討が行われていない事例。
- ・ 営業店から本部に対し、第三者に脅迫されて作成した預金口座があるとの報告がなされているにもかかわらず、本部担当部署の判断が不適切であったことから、当局に対し「疑わしい取引の届出」が行われていない事例。

○ 員外取引

会員等資格について、加入時及び融資実行時において、形式要件を書類等により確認するにとどまっており、営業実態の確認が不十分なことから、会員資格を有しない者との取引に至った事例。

(2) 顧客保護等管理態勢について

○ 重要書類の机上放置

顧客情報の管理について、本部から営業店等に対し、厳正に取扱うよう指導しているものの、周知・徹底が図られていないことから、重要書類が机上に放置されている事例。

○ 苦情発生原因の分析、再発防止策

苦情処理態勢について、営業店において、顧客に対する説明不足や基本的な事務処理を怠ったことに起因する苦情が繰り返し発生しているほか、守秘義務違反に起因する苦情が認められるにもかかわらず、発生原因の分析や再発防止策の検討等が行われていない事例。

○ 名寄せ整備

- ・ 整備済としているデータについて、申込書と登録データの突合を行っていないことなどから、人格コードや名寄せ用カナ氏名等の誤りが多数認められる事例。
- ・ 整備率が100%に達していないにもかかわらず、主管部署において、未整備先の調査に係る具体的な作業手順を指示していないほか、進捗状況に係る報告も求めている事例。
- ・ 睡眠預金整理口については、データ整備の対象となっているものの、名寄せの重要性に対する認識不足により、人格コードや生年月日等のデータを把握していないことから、調査不能先の特定等データ整備が行われていない事例。

(3) リスク管理態勢（共通）について

○ 各種委員会の機能発揮

統合リスク管理委員会や各種リスク管理委員会について、規程の整備や計数チェックを行うにとどまっており、各リスク管理上の問題点の把握や検証等を行っていないなど、その機能を十分に発揮していない事例。

○ 内部監査に係る具体的な監査手法

内部監査について、監査計画に法令等遵守状況やリスク管理態勢に係る監査を盛り込んでいるものの、具体的な監査手法が策定されていないことから、監査がヒアリング程度にとどまっており、リスク管理上の問題点の把握に至っていない事例。

○ 監査情報の有効活用

営業店に対する監査について、事務監査が主体となっていることに加え、監査結果を関係各部署等に対し周知しておらず、監査情報を有効に活用する態勢となっていない事例。

○ 内部監査部門の独立性

リスク管理態勢に係る内部監査について、監査部が行うこととしているにもかかわらず、監査部とリスク管理所管部の所掌範囲が不明確

なことから、リスク管理統括部署自らが監査を実施しているなど、相互けん制機能が十分に働く態勢となっていない事例。

(4) 自己資本管理態勢について

○ 自己資本比率の算出方法の適切性

自己資本比率の算出について、それぞれの担当部署任せとなっており、算定部署が内容の検証を十分に行っていなかったことなどから、抵当権付住宅ローンについて、リスク・ウェイトを100%とすべきものが混在しているにもかかわらず、一律に50%としている事例。

○ 繰延税金資産の過大計上

繰延税金資産について、個別貸倒引当金の無税化スケジュールが今後の努力目標数値に基づき策定されており、過去の無税化実績に将来の合理的な予測を加味したものとなっていないことから、過大に計上されている事例。

(5) 信用リスク管理態勢について

○ 審査管理の適切性

審査管理に関し、

- ・ 業況不芳な債務者に対し、返済財源である物件の処分時期等を確認しないまま、返済期日の延長を安易に繰り返している事例。
- ・ 資金用途を十分に確認しなかったことから、融資資金を流用されたことにより、返済期日の延長を余儀なくされている事例。
- ・ 表面的な財務内容を確認するにとどまっており、債務者の受注状況、資金繰りの状況などを十分に把握していなかったことから、融資実行後短期間で破綻し、多額の損失が発生している事例。
- ・ 長年取引があるとして、債務者の実態把握や返済財源の管理が十分に行われていない事例や、業況不芳な債務者に対し、経営改善計画の検討を十分に行わないまま、融資金額が債務者の受注契約金額内であることを確認しただけで追加融資に応需した結果、融資実行後短期間で延滞が発生している事例。

○ 大口与信先の管理

大口与信先の管理について、クレジットラインを定めているものの、経営体力等を十分に踏まえたものとなっていないほか、クレジットラインを超過している債務者を把握しておらず、取組方針等も策定されていない事例。

(6) 資産査定管理態勢について

○ 資産査定の正確性

債務者区分の判定に際し、

- ・ 実質債務超過となっている債務者について、自己査定基準において、黒字が見込める場合、実質債務超過の解消年数等に係る検討を行うことなく、正常先とすることと規定している事例。
- ・ 毎期多額の赤字を計上し、大幅な債務超過となっている債務者について、財務内容の分析を十分に行わないまま、返済の履行状況のみに基づいて、債務者区分を判定している事例。
- ・ 毎期、売上の減少により赤字となっており、延滞が発生している債務者について、役員借入れを自己資本に加味すれば資産超過であることのみをもって、十分な検討を行うことなく、正常先にとどめている事例。
- ・ 売上が減少し、赤字幅が拡大している債務者について、返済財源がないにもかかわらず、利息の入金が履行されていることのみをもって、要注意先にとどめている事例。
- ・ 支援を行っている破綻懸念状況にある債務者について、経営改善計画を策定すれば債務者区分のランクアップが可能と誤った判断をしていたことから、同計画の実現可能性が乏しいにもかかわらず、計画の検証を行うことなく、債務者区分をランクアップしている事例。
- ・ 返済能力が乏しく、金利の大幅な減免及び期日延長を行っている債務者について、最終の回収に重大な懸念があるにもかかわらず、変更後の弁済が約定どおりに行われていることのみをもって、要注

意(要管理)先にとどめている事例。

○ 担保評価の正確性

担保評価に関し、

- ・ 担保建物の評価について、建築時の建築価格を評価額としているなど、現状価格と大幅な乖離が生じている事例。
- ・ 山林・原野等について、担保評価基準書を拡大解釈することにより、宅地並みに評価している事例。
- ・ 奥行補正や不整形地補正等が適切に行われていない事例。

○ 償却・引当の適切性

償却・引当の適切性について、大口不良先等に係る自己査定が正確に行われていないことに加え、破綻懸念先Ⅲ分類額に係る予想損失率について、期首Ⅲ分類額を大きく超える毀損額が発生しているにもかかわらず、当該毀損額の発生原因を分析することなく、算定期間の期首におけるⅢ分類額を上限として債務者に係る毀損実績額を認識しているなど、償却・引当が適切に処理されていない事例。

○ ディスクロージャーの適切性

リスク管理債権等のディスクロージャーについて、

- ・ 債務者の支援を目的として大幅な条件変更を実施した債権を開示の対象外としている事例。
- ・ 債務者の支援を目的として元本返済猶予を行っている先であっても、元本返済猶予額が50%以内の場合、一律に貸出条件緩和債権の対象外としている事例。

(7) 市場関連リスク管理態勢について

○ 市場関連リスクの計量化

VaRによるリスク量に為替リスクが反映されていないほか、満期保有目的の有価証券について、自己資本比率に影響がないとして、リスク量を把握していない事例。

○ **リスク検討不十分なままの仕組債購入**

金利リスク及び為替リスク等に係る検討を十分に行わないまま、不良債権償却による収益減少を補うために、利息先取り型の仕組債を購入し、多額の評価損を抱えている事例。

(8) 流動性リスク管理態勢について

○ **流動性危機時への対応**

流動性危機時への対応について、「緊急時対策マニュアル」を策定しているものの、現金の輸送体制等が定められていないほか、営業店の預金残高等に応じた緊急時における現金の必要額に係る検討が行われていない事例。

○ **預金の期日管理**

資金繰り管理部署において、日次ベースで支払い準備資産の管理を行うにとどまっており、預金の期日管理などが行われていない事例。

○ **流動性危機時の対応策の職員への周知・徹底**

流動性危機時の対応策について、職員に対し当該対応策を説明した場合、危機感を煽る可能性があると判断し、職員に対し周知・徹底していない事例。

(9) オペレーショナル・リスク管理態勢について

○ **事務事故防止に係る対応策**

統括部署が営業店に対する研修や臨店指導を実施していないほか、営業店において、店内検査が形骸化しており、事務取扱要領に基づく事務処理が徹底されていないことから、現金の無記録預りや重要書類の未返却など事故やトラブルにつながりかねない取扱いが多数認められる事例。

○ **システムリスクの主管部署への報告**

主管部署において、各部が管理するシステムリスクに係る報告を受けることとしているものの、各部から報告がないまま放置しており、経営陣に対し、リスクの評価及び管理状況に係る報告が行われていない事例。

(10) 行政処分に繋がった検査

○ 富士信用組合に対する検査について

不祥事件の再発防止等の法令等遵守態勢の確立に向けた取組が不十分であるなど、内部管理態勢に問題があると認められた。

II. 保険会社

(1) 法令等遵守態勢

○ コンプライアンス・プログラムの実効性

コンプライアンス・プログラムについて、基本方針や施策・課題を記載するにとどまり、具体性に欠けるものとなっている事例。

○ ガバナンス機能の発揮

経営陣は、事業拡大に応じた体制整備をほとんど行っていないなど、組織的な業務運営を行っていないため、利用者保護、法令等遵守に欠ける多数の問題点など、業務運営の実態を十分に把握しておらず、ガバナンス機能の発揮は不十分なものと認められる事例。

○ 活動状況の報告体制

支社のコンプライアンス推進活動の報告状況について、休暇中の社員を研修参加者として報告している事例。

○ 顧客情報等の管理態勢

顧客情報等の管理について、

- ・ 個人情報管理規程が整備されていない事例。
- ・ 代理店のシステム利用停止手順が不明確であることなどから、代理店が廃業後も当該システムに搭載された契約情報にアクセスしている事例。
- ・ パソコンの入替に際し、旧パソコンのデータを完全に消去しているか確認しないまま廃棄処理が行われている事例。
- ・ 営業店等に対する顧客情報に関する指導が、車上荒らしを想定し

たものに偏っており、顧客情報管理全般に係るものとなっていないことなどから、多数の顧客情報が紛失している事例。

- ・ 顧客情報が保存されたパソコンの盗難が恒常的に多数発生しているにもかかわらず、パソコン内データの暗号化等の効果的な対策を速やかに講じておらず、対策実施以前に盗難にあったパソコンについては、セキュリティ対策が講じられていないため顧客情報の漏洩が発生するおそれがある事例。
- ・ 顧客情報の社外持出しのルールについては、「業務上必要最小限のもの」とするなど管理規程の内容が抽象的なものとなっている事例。
- ・ 告知書には、厳格な取扱いを要するセンシティブ情報が多数含まれているにもかかわらず、業務上必要がない部署においても保管がなされている事例。

○ 苦情処理態勢

苦情処理態勢については、苦情の定義が限定的（例えば、担当者で処理できなかった案件に限定するなど）であり、本来苦情とすべき内容の申出を苦情としていない事例が多数認められるほか、契約者等から代理店等へ寄せられた苦情を一元的に管理する仕組が整備されていない事例。

○ 不祥事件の判断

不祥事故疑義案件の処理状況について、契約成立後に被保険者から正規の告知等が行われた場合は、不祥事件には当たらないとの誤った判断を行っていることから、無面接募集（保険業法第 307 条第 1 項第 3 号に該当）であるにもかかわらず、当局への届出が行われず、代理店に対し厳格な処置を行っていない事例。

○ 保険金等支払態勢

保険金等支払態勢について、以下のように保険金等請求書類の査定における検証態勢が不十分であったため、手術給付金を支払っていない事例。

- ① 診断書の記載内容の見落とし。
- ② 被保険者等からの問合せなどにより支払漏れが多数発生している

ことを把握していたにもかかわらず、個別対応にとどまり、原因の
解明など組織的な対応が行われていない。

- ③ 給付金請求書には、請求者が手術の有無を記載する箇所がなく、
手術の有無にかかわらず給付金請求書の記載内容が同じとなっている。

○ 保険金支払業務

保険金支払業務について、自動車保険の搭乗者傷害保険金や対人賠償
保険にかかる臨時費用保険金の支払いに関して、約款で規定する保
険金支払いの諸条件をすべて満たしておりながら、以下のように保険
金支払の適正性を確保・維持するための管理態勢が構築されていない
ため、保険金が未払いとなっている事例。

- ① 保険金支払時において、保険事故と保険金支払の適正性を十分に
チェックしていない。
- ② 保険金未払を防止するための取扱規程等が未整備であること。
- ③ 損害調査事務関係のシステムは、保険事故案件と保険金支払を相
関させたチェック機能がない。
- ④ 商品開発時において、営業推進が優先され、どのような要件の場
合に、どのような保険金が支払われるのかといった支払担当部署等
による検証が不足している。

○ 保険金支払のための事務管理態勢

保険金支払の処理状況について、請求書が本社に到着して以降の管
理は行っているものの、営業店等における事務手続ルールが定められ
ていないため営業店等の請求書受付から本社到着までの処理日数管理
が行われていないほか、本社は事故受付後に請求書等が速やかに到着
しない場合に、営業店への督促を十分行っていないなど迅速な保険金
支払のための事務管理態勢が構築されておらず、顧客の請求から支払
いまでの経過管理がなされていない事例。

○ 給付金の支払に係る厳格な審査

給付金の支払状況について、営業政策上の理由により、告知義務違
反等により給付金支払事由に該当しない案件であると認識しながら支
払を行っている事例や、免責の可能性が高い案件について、厳格な審
査を行うことなく支払を行っている事例。

○ 解約返戻金の管理

失効契約に係る解約返戻金の管理について、解約返戻金額や解約手続等の案内を契約が完全に失効するまで実施しないなど、契約者に対する解約返戻金額等の情報提供が不十分なため、解約返戻金を認識していない契約者が多数存在し、契約者からの解約請求がないまま時効が成立した失効契約に係る解約返戻金額が、多額なものとなっている事例。

○ 解約請求に係る事務処理

解約請求に係る事務処理について、遅延案件については報告を求める等しているが、契約者からの申出及び解約請求書の受付から支払に至るまでの一貫した事務処理手順が定められていないことなどから、解約処理遅延に係る苦情が多数発生している事例。

(2) 募集管理態勢

○ 団体契約の管理

団体契約の管理について、契約者である団体自らが所属員及び脱退会員の管理を行い、その状況を保険会社がチェックすることとなっているが、そのチェック体制が十分に機能していないことなどから、員外混入が認められ、また、員外混入の可能性があると調査の必要性を認識していたにもかかわらず、調査等を実施せずに放置している事例。

○ 員外契約

団体扱契約、集団扱契約についての員外契約を排除するため、各団体等に対して加入契約一覧表を送付し、契約者が団体等へ所属しているか否かの確認を行うことにより、員外契約の実態把握を行うこととしているが、正確な所属員の把握が困難な団体等（カード友の会など）については、員外契約が混入している可能性が高く、構成員の確認が特に必要であると認識しているにもかかわらず、加入契約一覧表の送付対象から除外しているため、員外契約が判明した事例。

○ 告知義務に関する確認調査

告知義務に関する確認調査について、募集活動に重大な瑕疵が懸念される案件において、事実確認の調査を扱者に対してのみ実施するに

とどまるなど、扱者や契約者等の関係者に対して深度ある検証が行われていないことから、契約者側の告知事実の相違をもって不利益措置を取っている事例。

○ 電話によるダイレクト募集管理態勢

電話によるダイレクト募集管理態勢について、電話受付担当者による引受審査を行い、引受条件に合致すれば、保険申込書、保険料振込票等を送付している。しかしながら、この処理方法は、事業方法書等の規程（所要の事項を記入した保険契約書を提出させ、引受審査を行い、その上で保険料の支払に関する案内を行う）に準拠していない。このため、保険料は入金済となっているが、保険申込書の提出がない場合には、一定期間経過後に「強制計上」処理（保険料の振込を契約の申込行為とみなし、保険契約が成立したとして契約計上を行い、保険証券の作成・送付を行う。）を行っているが、この処理は、保険申込書が未受理のままであるため、①保険契約にかかる申込者の最終的意思確認ができていないこと、②申込書上の確認印未徴求により保険募集時における「重要事項説明」の確認義務を十分に果たしていないこと（保険申込書が未着のため、契約者が重要事項を了知したことについて、保険申込書上の確認印等の取り付けが行われていない。）、などの問題が認められる事例。

(3) リスク管理共通

○ 内部監査態勢

内部監査態勢について、本社各部署に対する検査が事務リスクを中心としたものになっており、コンプライアンス、リスク管理を担当する部門を中心として多くの部門で未実施となっている事例。

○ 検査の機能発揮

代理店を含む営業拠点に対する検査実施率が低下していることなどから、営業拠点における不祥事故等は増加傾向にあり、検査の機能発揮は不十分なものとなっている事例。

○ リスク量算定の精緻化

統合リスク管理について、各リスクの計量化を行い、リスクバッファを超えたリスクテイクを回避するとしているが、オペレーショナ

ルリスクを計量化の対象としていないほか、保険引受リスクの算定は、種目毎の残存年数を考慮することなく残存期間を一律1年として行われていること、資産運用リスクの計量化に際し債券の信用リスクを考慮していないことなど、リスク量の算定は精緻なものとなっていない事例。

(4) 保険引受リスク

○ 適正な保険料率算出の確保

リスク細分型自動車保険について、自動車の利用目的や免許証の種類など契約者のリスクの状況を保険料に反映させる商品であるが、保険申込書上にあるリスクチェック項目欄に記載がないにもかかわらず、これを容認して引受を行っている事案が多数認められ、適正な保険料率算出の確保等の観点から不適切である事例。

○ 責任準備金の算出方法、支払備金の評価手順

責任準備金の積立状況について、関連部署を統括する部署が設置されていないことから、関連部署間での算出結果に係るけん制機能が欠け、関連部署間で整合のとれていないものがみられるほか、システムチェックに係るロジックに誤りなどが認められ、また、支払備金については、具体的な評価手順が定められていない事例。

(5) 資産運用リスク

○ VaRモデルの正確性の検証

市場関連リスク管理について、有価証券、貸付金等のリスクをVaRにて計量化し、市場関連リスクに関する経営指標として使用している。しかしながら、VaRモデルの正確性の検証が、モデル開発部署から独立した部署により行われていないほか、VaR計測の対象外となっている市場関連リスクについて経営陣に報告されていない事例。

○ ハイリスク運用商品に係るコントロール手法

市場関連リスク管理について、ハイリスク運用商品に係るコントロール手法について個別案件毎に事前に定めることとされているが、実際には、コントロール手法を定めることなく投資が行われている事例。

(6) 事務リスク等

○ 事務リスク管理方針

事務リスク管理に係る諸規程の整備状況は、全社的に適用する事務リスク管理方針が策定されていないほか、事務事故の再発防止への取り組みを各部署任せとして、リスク統括部署が関与していないことから、問題点の分析等が不十分で、同種の事故が繰り返し発生している事例。

○ コンティンジェンシープランの実効性

コンティンジェンシープランについては、危機管理マニュアルは策定しているものの、状況に応じたプランの発動基準（初期対応、暫定対応、本格復旧等）、災害担当本部等の担当者の役割に関する詳細な規程、災害担当本部と各拠点間の連携体制が未整備となっているほか、情報収集・管理・伝達の一元化が明確にルール化されておらず、また、バックアップシステム稼動前の初動対策の行動手順が作成されていない事例。

(7) 行政処分に繋がった検査

○ 三井生命保険株式会社に対する検査について

団体保険等の管理について、団体等の構成員以外の者を契約者として契約を締結（員外契約）していたことにより、過去に行政処分等を受けているにもかかわらず、更なる管理強化策を講じていなかったこと等から、繰り返し員外契約を発生させていることが認められた。

Ⅲ. 証券会社

(1) 法令等遵守態勢

① 法定書面及び法定帳簿に関する事項

○ 目論見書の交付管理

- ・ 新規公開株式に係る目論見書の交付管理について、原則として、担当部署が目論見書及び訂正目論見書を一括して顧客に郵送しており、書類作成日等は管理しているものの、発送日を管理していないため、事務ミス等により事後交付となっているほか、証券取

引法第 15 条第 2 項に定める「あらかじめ又は同時に交付」が行われたかどうか、事後検証ができない状況にあるなど、管理態勢が不十分となっている事例。

- ・ 目論見書の交付管理について、交付事跡を業務日誌の必須記載項目にするなどにより改善に努めているが、営業員が、目論見書を交付していないにもかかわらず、交付したと偽って約定入力及び業務日誌への記載を行っている事例。

○ 受渡有価証券記番号帳等の管理

証券取引法第 188 条の規定に基づき作成し保存すべき受渡有価証券記番号帳等について、社内規程で半期毎に行うとしている保存状態の確認を行っていないなど営業部店における管理が不十分なため一部が保存されていない事例。

② 証券事故への対応

○ 証券事故等の届出

証券事故等の届出について、事故届出等の進行管理を徹底しているが、証券事故の詳細届出（証券取引法第 54 条第 1 項第 8 号に基づく証券会社に関する内閣府令第 46 条第 1 項第 9 号）及び事故顛末報告（日本証券業協会「証券従業員に関する規則」第 12 条第 1 項）について、適切な人員配置が行われておらず、頻発する事故及び苦情の処理に追われ、事故届出等の事務手続を遅滞なく行う体制が整備されていないことから、未提出や提出遅延が認められる事例。

○ 証券事故未然防止策の実効性

証券事故の未然防止等を目的として、担当責任者が取引内容を直接確認する必要があると判断した顧客を抽出し、各部店長等が面談を実施する制度を導入しているものの、以下のようにその実効性が確保されていない事例。

- ① 面談者である部店長が、顧客に対し確認すべき事項を確認していない。
- ② 担当責任者が、各部店長に指示した事項に関する内容を検証せずに、顧客面談報告書を受理している。

③ 役職員の有価証券取引に関する事項

○ 役職員の有価証券取引の管理

役職員の有価証券取引の管理については、社内規程を定め周知するとともに、事後チェックを行うこととしているが、周知徹底が不十分なことなどから、当該規程に定める事前承認を受けずに有価証券取引を行っている事例。

④ 分別管理状況

○ 分別管理

担当部署は、(株)証券保管振替機構（以下「保振」という。）に寄託された顧客株式の有償増資分について、保振内自社口座の残高増加記帳が行われ、保振との間で残高不一致があることを把握していたにもかかわらず、当該担当部署における検証態勢が構築されていないことや、分別保管を統括管理する部署における横断的なけん制機能が不十分であることから、顧客から株式売却依頼を受けるまでの約 2 ヶ月間その帰属を解明することなく、社内帳簿への増加記帳を行っていなかった事例。

(2) リスク管理態勢

① 内部監査態勢について

○ 内部監査の実効性

- ・ 内部監査担当部署は、監査報告書等の基礎となる資料を、役員への報告が終了すれば不要であると考え、役員決裁終了後に廃棄していることから、指摘事項の具体的な内容の確認を行うことができず、前回監査との問題点の比較分析ができない事例。
- ・ 内部監査については、業容の拡大や監査対象部門が増加したため、一部においては監査の効率化等を行っているが、業務量に見合った人員の配置が行われていないことなどから、監査計画が一部実施されていない事例。

② 信用リスク管理態勢について

○ 自己資本規制比率算出の正確性

自己資本規制比率の算出において、計上時期の誤りや担当部署による計算誤りなどにより、自己資本額や取引先リスクの計上誤り等

が認められ、同比率の正確性が確保されていない事例。

○ 信用取引に係る保証金の管理態勢

信用取引の保証金の管理について、システム対応をとるなど信用取引に係る保証金の管理態勢の強化に取り組んでいるものの、不当引出しに対し各担当者から経緯書の徴求を行っていないなど、未然防止策が不十分であることなどから、以下のような事例が認められる。

- ・ 保証金が法令に規定する限度額を超えて引き出されている事例。
- ・ 保証金の不当引出の一部について、その事実を把握した日に、顧客勘定から保証金勘定へ不足額の振替処理を行っているが、当該処理日を、前営業日に遡らせて顧客勘定元帳に記帳している事例。

③ 苦情対応

○ 苦情受付記録票に係る記載内容の検証

顧客からの苦情処理については、苦情処理に関する社内規程等が本部から部店へ発出されたものの、周知徹底が不十分であったことや、記録票の記載内容の検証が不徹底であることなどから、苦情受付記録票に苦情の解決状況など顧客との折衝内容が記載されていない事例。

④ システムリスク対応

○ システムの外部委託の管理

システムの外部委託の管理について、インターネットによる証券取引システムにおいて注文ができないなどのシステム障害が多数発生しているにもかかわらず、各システム所管部が外部委託先の企業規模などから、管理の必要性を認識しておらず、社内規程で策定することが求められている外部委託管理マニュアルを策定していないなど、各システムの外部委託の管理を適切に行う体制を構築していないため、外部委託先に対して定期的に障害原因を分析し抜本的な未然防止策を実施するための指示を行っていない事例。

○ インターネットによる証券取引システムの管理

インターネットによる証券取引システムの管理について、障害発

生の状況を内部監査で指摘されたことを受け、個別の障害の内容を分析し、開発の品質に係る問題は是正措置を業務委託先に要請している。しかしながら、これまでの度重なる機能の拡充等により、各種手順等の標準化が困難となっており、障害件数削減に向けたシステム障害対策ポリシー策定などの総合的な対策の検討体制が未確立であることから、顧客に影響のある障害件数が増加している事例。

(3) 行政処分に繋がった検査

○ 新潟証券株式会社に対する検査について

顧客分別金の額の算定において、簿外債務額を顧客分別金の必要額に算入していないことから、顧客分別金の信託について、信託不足が発生していることや、「営業報告書」及び「業務及び財産の状況に関する説明書」の貸借対照表について、顧客からの預り金及び短期借入金の一部を計上せず、虚偽の記載をしているなどの法律違反行為が認められた。

資料23-1-16 平成15検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	年度実績
	銀行	90	94
	信用金庫	115	120
	信用組合	100	95
	労働金庫、信農・漁連	20	21
預金等受入金融機関計		325	330
保険会社		15	14
	証券会社	70	66
	投信・投資顧問	35	41
証券会社等計		105	107
計		440	451

	貸金業者	200	205
	前払式証票発行者	170	172
	その他	20	19
その他の金融機関計		390	396

政策金融機関・郵政公社	5	5
-------------	---	---

(注1) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に、証券持株会社は証券会社に含めている。

(注2) 特別検査等については、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で実施しており、これらを件数としては計上していない。

(注3) 上記のほかに名古屋証券取引所に対して検査を実施している。

(注4) 各業態の中央組織は業態の件数に含めている（労働金庫連合会は労働金庫の件数に含める）。

資料23-1-17 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況

(本邦金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大和証券	15. 8. 18	15. 8. 27	15. 10. 24	16. 2. 10
大和証券エスエムヒューマン	15. 8. 18	15. 8. 27	15. 10. 28	16. 2. 12
大和証券投資信託委託	—	15. 8. 27	15. 10. 10	16. 1. 27

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
あしぎんフィナンシャルグループ	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 11. 11	15. 11. 27
足利銀行	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 11. 11	15. 11. 27

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大同生命保険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 14	16. 2. 9
太陽生命保険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	16. 2. 9
ティーアット・ティーフィナンシャル生命保険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	16. 2. 9

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
九州親和ホールディングス	15. 10. 10	15. 10. 23	15. 12. 3	16. 3. 19
親和銀行	15. 10. 10	15. 10. 23	15. 12. 3	16. 3. 19

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
朝日生命保険	15. 10. 28	15. 11. 10	16. 2. 6	16. 4. 15
朝日ライフアセットマネジメント	—	15. 10. 28	15. 12. 5	16. 3. 11

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日本生命保険	15. 10. 28	15. 11. 10	16. 1. 26	16. 4. 15
ニッセイ同和損害保険	15. 10. 28	15. 11. 10	15. 12. 17	16. 3. 19

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
新光証券	—	15. 11. 13	16. 1. 16	16. 4. 15
新光投信	—	15. 11. 13	15. 12. 18	16. 4. 15

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ほくぎんフィナンシャルグループ	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 3. 4	16. 5. 27
北陸銀行	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 3. 4	16. 5. 27

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日興コーポリアルクルーフ	—	16. 2. 3	16. 4. 9	16. 7. 1
日興コーポリアル証券	—	16. 2. 3	16. 4. 9	16. 7. 1
日興アセットマネジメント	—	16. 1. 15	16. 2. 23	16. 5. 28

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ミレアホールディングス	16. 2. 5	16. 2. 18	16. 4. 20	16. 7. 16
東京海上火災保険	16. 2. 5	16. 2. 18	16. 4. 20	16. 7. 16
日動火災海上保険	16. 2. 26	16. 3. 9	16. 4. 16	16. 7. 16
東京海上アセットマネジメント投信	—	16. 3. 5	16. 4. 9	16. 6. 18

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
札幌北洋ホールディングス	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 16	16. 8. 2
北洋銀行	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 16	16. 8. 2
札幌銀行	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 14	16. 8. 2

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
トイツ銀行 東京支店	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 16
トイツ証券会社 東京支店	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 18
トイチエ信託銀行	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 25

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
シティバンク、エヌ・エイ 在日支店	—	15. 11. 4	16. 4. 12	16. 5. 21
日興シティクルーフ証券	—	15. 11. 10	16. 1. 16	16. 5. 28
日興シティ信託銀行	—	15. 11. 10	16. 1. 15	16. 3. 10
シティコーポ証券会社 東京支店	—	16. 2. 2	16. 4. 12	16. 6. 21
シティトラスト信託銀行	—	16. 4. 26	16. 6. 25	16. 9. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 15. 12. 8	必要に応じて随時立入 15. 12. 18 16. 6. 4		— 16. 9. 17
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 15. 11. 17	必要に応じて随時立入 15. 11. 27 16. 6. 4		— 16. 9. 17
大和証券エスエムピー・シー	一体的	15. 8. 18	15. 8. 27	15. 10. 28	16. 2. 12
関西銀行	システム統合リスク	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25
関西さわやか銀行	システム統合リスク	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25
三井住友アセットマネジメント	一体的	—	16. 3. 10	16. 4. 16	16. 7. 12

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 16. 4. 20	必要に応じて随時立入 16. 5. 11 16. 7. 12		— 16. 9. 2
みずほホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 16. 4. 20	必要に応じて随時立入 16. 5. 11 16. 7. 12		— 16. 9. 2
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 信用リスク等 タケコト	15. 8. 18 15. 8. 18	15. 8. 28	15. 12. 5	16. 4. 13
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 15. 12. 11	必要に応じて随時立入 16. 1. 8 16. 4. 15		— 16. 9. 2
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 16. 4. 20	必要に応じて随時立入 16. 5. 11 16. 7. 5		— 16. 10. 22
千葉興業銀行	一体的	15. 10. 24	15. 11. 6	15. 12. 17	16. 3. 16
新光証券	一体的	—	15. 11. 13	16. 1. 16	16. 4. 15
富士投信投資顧問	一体的	—	16. 1. 15	16. 2. 18	16. 6. 18

(注1) みずほフィナンシャルグループ、みずほホールディングス及びみずほ銀行に対して、
H15. 12. 26にシステムリスクに係る検査結果通知を行った。

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱東京 フィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 一体的	15. 8. 18 16. 4. 23	必要に応じて随時立入 16. 5. 13 16. 7. 27		— 16. 11. 18
東京三菱銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 信用リスク等 タケコト	15. 8. 18 16. 4. 23	16. 5. 13	16. 7. 27	16. 11. 18
三菱信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—

(通年・専担検査の内訳)	信用リスク等 ターゲット	16. 1. 8	16. 1. 21	16. 3. 19	16. 7. 12
国際投信投資顧問	一体的	—	16. 4. 26	16. 6. 11	16. 9. 17

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
UFJホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	一体的	16. 6. 4	16. 6. 14	16. 7. 30	16. 10. 29
UFJ銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	一体的	15. 8. 18	15. 8. 28	16. 5. 21	16. 5. 31
UFJ信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	信用リスク等 ターゲット	16. 5. 17	16. 5. 27	16. 7. 23	16. 10. 29
UFJつばさ証券	一体的	—	16. 4. 26	16. 6. 21	16. 9. 21

(注) UFJ銀行に対して、H16.4.23に検査結果の一部につき通知を行った。

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	一体的	15. 11. 12	15. 11. 26	16. 3. 29	16. 7. 26
りそな銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	一体的	15. 11. 12	15. 11. 26	16. 3. 29	16. 7. 26

銀行名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	一体的	15. 8. 18	15. 8. 28	15. 11. 10	16. 3. 2

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井トラストホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	信用リスク等 ターゲット	16. 4. 9	16. 4. 21	16. 6. 22	16. 9. 21
中央三井信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入		—
(通年・専担検査の内訳)	信用リスク等 ターゲット	16. 4. 9	16. 4. 21	16. 6. 22	16. 9. 21

(注1) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

(注2) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注3) このほか、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で、特別検査等を実施している。

(注4) 三井住友銀行、みずほコーポレート銀行及び東京三菱銀行については、本店の検査の実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
みずほホールディングス	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
みずほ銀行	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
みずほコーポレート銀行	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
もみじホールディングス	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17
広島総合銀行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17
せとうち銀行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
関西銀行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25
関西さわやか銀行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
西日本銀行	16. 4. 12	16. 4. 22	16. 6. 3	16. 6. 30
福岡シティ銀行	16. 4. 12	16. 4. 22	16. 6. 3	16. 6. 30

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

I. 銀行等に対する検査の実施状況

銀行持株会社に対する検査実施状況

【金融庁検査】

銀行持株会社名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほフィナンシャルグループ	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
三菱東京 フィナンシャル・グループ	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
UFJホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
りそなホールディングス	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
あしぎん フィナンシャルグループ	信用リスク等 ターゲット	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 11. 11	15. 11. 27
ほくぎん フィナンシャルグループ	信用リスク等 ターゲット	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 3. 4	16. 5. 27
札幌北洋ホールディングス	信用リスク等 ターゲット	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 16	16. 8. 2
みずほフィナンシャルグループ	システム統合リスク	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
みずほホールディングス	システム統合リスク	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
もみじホールディングス	システム統合リスク	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17

(注1) ※1：以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

【共同検査（財務（支）局主担）】

銀行持株会社名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
九州親和ホールディングス	信用リスク等 ターゲット	15. 10. 10	15. 10. 23	15. 12. 3	16. 3. 19

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

【参考：主な検査実施状況】

銀行持株会社名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	一体的	15. 12. 8	15. 12. 18	16. 6. 4	16. 9. 17
三井トラスト・ ホールディングス	信用リスク等 ターゲット	16. 4. 9	16. 4. 21	16. 6. 22	16. 9. 21
みずほフィナンシャルグループ	一体的	16. 4. 20	16. 5. 11	16. 7. 12	16. 9. 2
みずほホールディングス	一体的	16. 4. 20	16. 5. 11	16. 7. 12	16. 9. 2
三菱東京 フィナンシャル・グループ	一体的	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 7. 27	16. 11. 18
UFJホールディングス	一体的	16. 6. 4	16. 6. 14	16. 7. 30	16. 10. 29
りそなホールディングス	一体的	15. 11. 12	15. 11. 26	16. 3. 29	16. 7. 26

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

銀行名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
住友信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
中央三井信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほ銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほコーポレート銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほ信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
東京三菱銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
三菱信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
UFJ銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
UFJ信託銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
りそな銀行	通年・専担	15. 8. 18	必要に応じて随時立入※1		—
みずほ銀行	システム統合リスク	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
みずほコーポレート銀行	システム統合リスク	16. 3. 29	16. 4. 5	16. 5. 27	16. 6. 17
イーバンク銀行	一体的	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 9. 29	16. 1. 20
新生銀行	一体的	15. 10. 10	15. 10. 23	15. 12. 12	16. 3. 16
アイワイバンク銀行	一体的	16. 1. 7	16. 1. 16	16. 2. 9	16. 3. 25
整理回収機構	法令等遵守	—	16. 5. 18	16. 6. 8	16. 7. 1

(注1) ※1：以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、主要行に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

(注2) このほか、主要行グループに対する通年・専担検査の枠組みの中で、特別検査等を実施している。

(注3) 三井住友銀行、みずほコーポレート銀行及び東京三菱銀行については、本店の検査の実施と合わせて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

【参考：主な検査実施状況】

銀行名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	
三井住友銀行	一体的	15. 11. 17	15. 11. 27	16. 6. 4	16. 9. 17	
住友信託銀行	一体的	15. 8. 18	15. 8. 28	15. 11. 10	16. 3. 2	
中央三井信託銀行	信用リスク等 ターゲット	16. 4. 9	16. 4. 21	16. 6. 22	16. 9. 21	
みずほ銀行	信用リスク等 ターゲット	15. 8. 18	15. 8. 28	15. 12. 5	16. 4. 13	※1
みずほコーポレート銀行	一体的	15. 12. 11	16. 1. 8	16. 4. 15	16. 9. 2	
みずほ信託銀行	一体的	16. 4. 20	16. 5. 11	16. 7. 5	16. 10. 22	
東京三菱銀行	信用リスク等 ターゲット	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 7. 27	16. 11. 18	
三菱信託銀行	信用リスク等 ターゲット	16. 1. 8	16. 1. 21	16. 3. 19	16. 7. 12	
UFJ銀行	一体的	15. 8. 18	15. 8. 28	16. 5. 21	16. 5. 31	※2
UFJ信託銀行	信用リスク等 ターゲット	16. 5. 17	16. 5. 27	16. 7. 23	16. 10. 29	
りそな銀行	一体的	15. 11. 12	15. 11. 26	16. 3. 29	16. 7. 26	

(注1) ※1：H15. 12. 26にシステムリスクに係る検査結果通知を行った。

(注2) ※2：H16. 4. 23に検査結果の一部につき通知を行った。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
足 利 銀 行	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 11. 11	15. 11. 27
荘 内 銀 行	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 10. 2	16. 2. 4
北 國 銀 行	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 10. 17	16. 1. 28
西 日 本 銀 行	15. 10. 24	15. 11. 7	15. 12. 16	16. 3. 30
北 越 銀 行	15. 10. 30	15. 11. 13	15. 12. 12	16. 3. 12
※1 足 利 銀 行	15. 12. 1	15. 12. 3	15. 12. 29	16. 2. 12
北 陸 銀 行	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 3. 4	16. 5. 27
東 邦 銀 行	16. 3. 3	16. 3. 16	16. 4. 22	16. 8. 3
紀 陽 銀 行	16. 4. 12	16. 4. 23	16. 6. 14	16. 9. 30
※2 西 日 本 銀 行	16. 4. 12	16. 4. 22	16. 6. 3	16. 6. 30
北 都 銀 行	16. 4. 20	16. 5. 12	16. 6. 25	16. 8. 27
三 重 銀 行	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 17	16. 10. 7

【金融庁検査：第二地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
※2 広 島 総 合 銀 行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17
※2 せ と う ち 銀 行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 11. 17
※2 関 西 銀 行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25
※2 関 西 さ わ や か 銀 行	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	15. 12. 25
愛 媛 銀 行	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 2. 24	16. 5. 24
北 洋 銀 行	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 16	16. 8. 2
西 京 銀 行	16. 3. 3	16. 3. 16	16. 4. 19	16. 6. 30
※2 福 岡 シ テ イ 銀 行	16. 4. 12	16. 4. 22	16. 6. 3	16. 6. 30
山 形 し あ わ せ 銀 行	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 21	16. 9. 6
福 島 銀 行	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 18	16. 9. 15

(注1) ※1：ガバナンスの検証に重点を置いた検査

(注2) ※2：システム統合リスク検査

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
泉 州 銀 行	15. 7. 25	15. 8. 19	15. 9. 19	16. 1. 23
常 陽 銀 行	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 10. 10	16. 3. 12
百 五 銀 行	15. 10. 15	15. 10. 28	15. 11. 25	16. 3. 19
富 山 銀 行	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 19	16. 4. 27
伊 予 銀 行	16. 1. 6	16. 1. 19	16. 2. 20	16. 4. 20
武 蔵 野 銀 行	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 11	16. 6. 16
駿 河 銀 行	16. 3. 4	16. 3. 17	16. 6. 11	16. 9. 28
山 梨 中 央 銀 行	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 11	16. 9. 24
南 都 銀 行	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 18	16. 10. 14
但 馬 銀 行	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 8	16. 9. 9
福 井 銀 行	16. 4. 26	16. 5. 17	16. 6. 11	16. 9. 16

【財務局検査：第二地方銀行】

銀 行 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東 和 銀 行	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 10. 17	16. 2. 27
び わ こ 銀 行	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 20	16. 4. 23
仙 台 銀 行	15. 11. 4	15. 11. 19	15. 12. 12	16. 4. 9
み な と 銀 行	15. 11. 13	15. 12. 1	16. 1. 26	16. 5. 25
岐 阜 銀 行	15. 11. 27	15. 12. 10	16. 1. 29	16. 5. 21
中 京 銀 行	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 2. 20	16. 5. 27
長 野 銀 行	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 5	16. 6. 15
大 正 銀 行	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 29	16. 6. 25
札 幌 銀 行	16. 2. 23	16. 3. 5	16. 4. 14	16. 8. 2
豊 和 銀 行	16. 2. 25	16. 3. 10	16. 4. 13	16. 7. 23
福 岡 中 央 銀 行	16. 3. 1	16. 3. 15	16. 4. 16	16. 6. 30
高 知 銀 行	16. 4. 2	16. 4. 19	16. 5. 26	16. 8. 4
第 三 銀 行	16. 4. 8	16. 4. 21	16. 6. 9	16. 9. 22
栃 木 銀 行	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 18	16. 10. 5
奈 良 銀 行	16. 4. 21	16. 5. 18	16. 6. 11	16. 10. 8
ト マ ト 銀 行	16. 4. 21	16. 5. 12	16. 6. 15	16. 9. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【共同検査（金融庁主担）：地方銀行】

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
千葉興業銀行	15. 10. 24	15. 11. 6	15. 12. 17	16. 3. 16
関東つくば銀行	16. 4. 26	16. 5. 18	16. 6. 18	16. 8. 18

【共同検査（金融庁主担）：第二地方銀行】

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
熊本ファミリー銀行	15. 10. 10	15. 10. 24	15. 12. 2	16. 3. 26
大東銀行	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 2. 25	16. 6. 2

【共同検査（財務局主担）：地方銀行】

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
親和銀行	15. 10. 10	15. 10. 23	15. 12. 3	16. 3. 19
東北銀行	16. 1. 7	16. 1. 20	16. 2. 17	16. 6. 2
沖縄銀行	16. 2. 2	16. 2. 17	16. 3. 26	16. 7. 1

【共同検査（財務局主担）：第二地方銀行】

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東日本銀行	15. 10. 29	15. 11. 12	15. 12. 11	16. 3. 24

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

Ⅱ. 信用金庫に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東春信用金庫	15. 7. 1	15. 7. 14	15. 7. 30	15. 10. 10
館林信用金庫	15. 7. 4	15. 7. 22	15. 8. 6	15. 10. 28
多野信用金庫	15. 7. 4	15. 7. 22	15. 8. 5	15. 11. 18
三津浜信用金庫	15. 7. 7	15. 7. 22	15. 8. 8	15. 9. 24
須賀川信用金庫	15. 7. 8	15. 7. 22	15. 8. 6	15. 11. 19
ひまわり信用金庫	15. 7. 8	15. 7. 22	15. 8. 7	15. 12. 11
塩竈信用金庫	15. 7. 8	15. 7. 22	15. 8. 6	15. 10. 15
京都信用金庫	15. 7. 25	15. 8. 19	15. 9. 22	15. 12. 4
淡路信用金庫	15. 7. 25	15. 8. 19	15. 9. 12	15. 12. 24
大和信用金庫	15. 7. 25	15. 8. 19	15. 9. 12	15. 12. 4
新川水橋信用金庫	15. 7. 28	15. 8. 19	15. 9. 2	15. 10. 29
武生信用金庫	15. 7. 28	15. 8. 19	15. 9. 3	15. 11. 14
西京信用金庫	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 10. 8	15. 12. 11
西武信用金庫	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 10. 3	15. 12. 11
東京信用金庫	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 9. 30	15. 12. 4
瀧野川信用金庫	15. 8. 6	15. 9. 1	15. 10. 3	15. 12. 2
福岡信用金庫	15. 8. 6	15. 8. 25	15. 9. 26	16. 1. 7
札幌信用金庫	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 22	15. 11. 18
室蘭信用金庫	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 19	15. 12. 4
熊本中央信用金庫	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 26	15. 12. 18
杵築信用金庫	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 26	15. 12. 10
伊豆信用金庫	15. 8. 20	15. 9. 2	15. 9. 26	15. 12. 16
愛知信用金庫	15. 8. 20	15. 9. 2	15. 10. 6	15. 12. 17
湘南信用金庫	15. 9. 5	15. 9. 24	15. 10. 21	16. 1. 23
世田谷信用金庫	15. 9. 5	15. 9. 24	15. 10. 10	15. 12. 17
滑川信用金庫	15. 9. 10	15. 9. 25	15. 10. 10	15. 12. 22
津山信用金庫	15. 9. 17	15. 10. 1	15. 10. 30	16. 2. 13
高松信用金庫	15. 9. 18	15. 10. 3	15. 10. 27	15. 12. 11
紋別信用金庫	15. 10. 2	15. 10. 20	15. 11. 6	16. 1. 19
大阪市信用金庫	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 26	16. 3. 3
近江八幡信用金庫	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 28	16. 3. 1
湯浅信用金庫	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 14	16. 3. 10
西九州信用金庫	15. 10. 14	15. 10. 27	15. 11. 26	16. 2. 26
三重信用金庫	15. 10. 15	15. 10. 28	15. 11. 17	16. 2. 3

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
宮崎信用金庫	15. 10. 20	15. 11. 4	15. 11. 26	16. 2. 19
日田信用金庫	15. 10. 20	15. 11. 4	15. 11. 26	16. 2. 16
三浦藤沢信用金庫	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 12	16. 3. 26
東京シティ信用金庫	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 18	16. 5. 27
コザ信用金庫	15. 10. 27	15. 11. 10	15. 12. 5	16. 2. 9
二戸信用金庫	15. 11. 4	15. 11. 18	15. 12. 3	16. 3. 31
酒田信用金庫	15. 11. 4	15. 11. 18	15. 12. 17	16. 2. 25
新湊信用金庫	15. 11. 4	15. 11. 18	16. 1. 13	16. 3. 2
ぐんま信用金庫	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 12	16. 3. 4
館山信用金庫	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 12	16. 2. 27
昭和信用金庫	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 18	16. 5. 13
太平信用金庫	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 12	16. 3. 30
高知信用金庫	15. 11. 10	15. 11. 25	15. 12. 12	16. 1. 22
津和野信用金庫	15. 11. 11	15. 11. 25	15. 12. 16	16. 3. 31
古平信用金庫	15. 11. 12	15. 11. 27	15. 12. 10	16. 2. 25
北空知信用金庫	15. 11. 12	15. 11. 26	15. 12. 10	16. 2. 27
柏崎信用金庫	15. 11. 14	15. 12. 1	15. 12. 16	16. 4. 14
大福信用金庫	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 27	16. 4. 9
気仙沼信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 4	16. 5. 17
宮城第一信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 4	16. 4. 28
小浜信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 19	16. 4. 19
観音寺信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 6	16. 3. 26
熊本第一信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 17	16. 4. 15
天草信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 13	16. 4. 27
西諸信用金庫	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 2. 10	16. 4. 30
豊川信用金庫	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 2. 10	16. 4. 26
伊達信用金庫	16. 1. 13	16. 1. 26	16. 2. 10	16. 4. 28
函館信用金庫	16. 1. 13	16. 1. 26	16. 2. 13	16. 4. 26
名寄信用金庫	16. 1. 13	16. 1. 26	16. 2. 6	16. 4. 2
日生信用金庫	16. 1. 13	16. 1. 27	16. 2. 24	16. 5. 26
川口信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 5	16. 6. 1
青木信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 22	16. 7. 29
銚子信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 5	16. 6. 28
さがみ信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 4	16. 7. 9
多摩中央信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 4	16. 5. 26

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
広島信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 3. 8	16. 6. 28
宇部信用金庫	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 2. 20	16. 6. 9
高崎信用金庫	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 5	16. 7. 29
結城信用金庫	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 5	16. 6. 9
平塚信用金庫	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 9	16. 6. 22
飯田信用金庫	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 4	16. 6. 1
大阪商工信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 22	16. 7. 7
十三信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 26	16. 5. 20
西兵庫信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 25	16. 6. 29
中兵庫信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 25	16. 6. 29
彦根信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 23	16. 5. 18
湖東信用金庫	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 24	16. 6. 18
仙台信用金庫	16. 2. 20	16. 3. 8	16. 3. 25	16. 6. 23
福島信用金庫	16. 2. 20	16. 3. 8	16. 3. 30	16. 6. 18
小樽信用金庫	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 25	16. 5. 28
中日信用金庫	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 24	16. 6. 1
関信用金庫	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 22	16. 6. 14
敦賀信用金庫	16. 2. 25	16. 3. 10	16. 3. 29	16. 6. 3
愛媛信用金庫	16. 2. 25	16. 3. 10	16. 3. 30	16. 4. 28
延岡信用金庫	16. 2. 25	16. 3. 9	16. 3. 26	16. 6. 2
熊本信用金庫	16. 2. 25	16. 3. 10	16. 4. 14	16. 6. 17
下北信用金庫	16. 3. 1	16. 3. 15	16. 3. 26	16. 5. 28
岡崎信用金庫	16. 4. 15	16. 5. 10	16. 6. 7	16. 8. 24
桐生信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 1	16. 9. 7
烏山信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 5. 27	16. 9. 7
飯能信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 9	16. 9. 8
中栄信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 5. 25	16. 7. 29
中南信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 5. 26	16. 8. 24
東京東信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 23	16. 9. 22
巢鴨信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 11	16. 9. 10
新井信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 5. 26	16. 9. 1
村上信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 5. 25	16. 9. 1
甲府信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 23	16. 10. 25
大阪厚生信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 3	16. 9. 22
摂津水都信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 17	16. 8. 30

【財務局検査】

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
京都北都信用金庫	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 17	16. 10. 4
秋田ふれあい信用金庫	16. 4. 19	16. 5. 17	16. 6. 3	16. 9. 22
郡山信用金庫	16. 4. 19	16. 5. 17	16. 6. 3	16. 8. 12
しまなみ信用金庫	16. 4. 21	16. 5. 12	16. 6. 10	16. 9. 27
北群馬信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 17	16. 6. 4	16. 8. 10
芝信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 17	16. 6. 18	16. 10. 7
八王子信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 17	16. 6. 23	16. 10. 15
長岡信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 17	16. 6. 3	16. 10. 4
高鍋信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 6. 4	16. 10. 1
南郷信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 6. 4	16. 10. 1
鹿児島信用金庫	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 6. 9	16. 10. 5
石動信用金庫	16. 4. 26	16. 5. 17	16. 6. 1	16. 6. 29
留萌信用金庫	16. 5. 6	16. 5. 19	16. 6. 4	16. 6. 30
士別信用金庫	16. 5. 6	16. 5. 19	16. 6. 2	16. 6. 30
釧路信用金庫	16. 5. 6	16. 5. 19	16. 6. 11	16. 7. 12
徳島信用金庫	16. 5. 25	16. 6. 7	16. 6. 24	16. 8. 5

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

Ⅲ. 信用組合に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
豊橋商工信用組合	15. 7. 1	15. 7. 14	15. 7. 31	15. 9. 30
丸八信用組合	15. 7. 1	15. 7. 14	15. 7. 28	15. 10. 17
長崎県医師信用組合	15. 7. 1	15. 7. 14	15. 8. 1	15. 10. 3
愛知県中央信用組合	15. 7. 3	15. 7. 16	15. 8. 4	15. 10. 20
小田原第一信用組合	15. 7. 4	15. 7. 22	15. 8. 6	15. 11. 14
熊谷商工信用組合	15. 7. 4	15. 7. 22	15. 8. 7	15. 11. 17
江東信用組合	15. 7. 4	15. 7. 22	15. 8. 7	15. 11. 17
広島市信用組合	15. 7. 14	15. 7. 28	15. 9. 4	15. 12. 11
山口県信用組合	15. 7. 14	15. 7. 28	15. 8. 22	15. 12. 17
大同信用組合	15. 7. 25	15. 8. 19	15. 9. 9	15. 11. 28
長崎県民信用組合	15. 8. 6	15. 8. 25	15. 12. 16	16. 4. 22
北央信用組合	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 24	15. 11. 25
熊本県信用組合	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 26	15. 12. 18
九州幸銀信用組合	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 10. 3	16. 3. 5
福岡県医師信用組合	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 9. 22	15. 12. 24
福岡南信用組合	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 10. 3	15. 12. 1
三河信用組合	15. 8. 20	15. 9. 2	15. 9. 19	15. 12. 16
朝銀中部信用組合	15. 8. 20	15. 9. 2	16. 2. 27	16. 6. 28
那須信用組合	15. 9. 5	15. 9. 24	15. 10. 17	16. 1. 28
かみつけ信用組合	15. 9. 5	15. 9. 24	15. 10. 24	16. 2. 4
葛飾商工信用組合	15. 9. 5	15. 9. 24	15. 10. 15	16. 2. 3
福島県商工信用組合	15. 9. 8	15. 9. 24	15. 10. 21	16. 3. 22
秋田県信用組合	15. 9. 8	15. 9. 24	15. 10. 17	16. 2. 25
石巻商工信用組合	15. 9. 8	15. 9. 25	15. 10. 17	16. 1. 15
五城信用組合	15. 9. 11	15. 9. 29	15. 10. 17	16. 1. 26
山形県医師信用組合	15. 9. 11	15. 10. 1	15. 10. 16	15. 12. 9
全東栄信用組合	15. 9. 12	15. 10. 6	15. 10. 29	16. 6. 28
東京厚生信用組合	15. 9. 12	15. 10. 6	15. 10. 28	16. 3. 1
城北信用組合	15. 9. 12	15. 10. 6	15. 10. 27	16. 3. 2
北陸商銀信用組合	15. 9. 12	15. 10. 1	15. 10. 22	16. 3. 22
備後信用組合	15. 9. 17	15. 10. 1	15. 10. 23	16. 2. 13
出雲信用組合	15. 9. 24	15. 10. 8	15. 10. 31	16. 2. 13
室蘭商工信用組合	15. 10. 2	15. 10. 20	15. 11. 14	16. 2. 12
函館商工信用組合	15. 10. 2	15. 10. 20	15. 11. 6	16. 2. 5

【財務局検査】

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大阪府医師信用組合	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 7	16. 2. 24
滋賀県民信用組合	15. 10. 6	15. 10. 20	15. 11. 12	16. 3. 9
宮崎県北部信用組合	15. 10. 20	15. 11. 4	15. 11. 21	16. 1. 30
飛騨信用組合	15. 10. 21	15. 11. 4	15. 11. 28	16. 3. 3
銚子商工信用組合	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 5	16. 3. 30
大東京信用組合	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 10	16. 4. 12
第一勸業信用組合	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 8	16. 4. 8
長野県信用組合	15. 10. 24	15. 11. 10	15. 12. 11	16. 4. 22
相双信用組合	15. 11. 4	15. 11. 18	15. 12. 9	16. 3. 30
山形県庁職員信用組合	15. 11. 4	15. 11. 18	15. 11. 28	16. 1. 7
愛知県医師信用組合	15. 11. 5	15. 11. 18	15. 12. 2	16. 2. 10
名古屋青果物信用組合	15. 11. 5	15. 11. 18	15. 12. 2	16. 3. 22
大野信用組合	15. 11. 6	15. 11. 20	15. 12. 16	16. 6. 22
東浴信用組合	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 10	16. 2. 3
共立信用組合	15. 11. 7	15. 11. 25	15. 12. 11	16. 4. 9
札幌中央信用組合	15. 11. 12	15. 11. 27	15. 12. 12	16. 3. 19
信用組合横浜華銀	15. 11. 14	15. 12. 1	15. 12. 12	16. 2. 26
下関市職員信用組合	15. 11. 17	15. 12. 1	15. 12. 12	16. 2. 19
島根益田信用組合	15. 11. 17	15. 12. 1	15. 12. 19	16. 4. 1
両備信用組合	15. 11. 18	15. 12. 1	15. 12. 19	16. 3. 30
大阪府警察信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 30	16. 5. 26
朝日新聞信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 23	16. 4. 8
毎日信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 21	16. 4. 9
兵庫県医療信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 27	16. 4. 30
和歌山県医師信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 1. 27	16. 4. 12
兵庫ひまわり信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 2. 10	16. 7. 23
京滋信用組合	15. 12. 8	16. 1. 7	16. 2. 10	16. 7. 23
岩手県医師信用組合	16. 1. 6	16. 1. 20	16. 1. 30	16. 3. 31
東福岡信用組合	16. 1. 6	16. 1. 19	16. 2. 13	16. 3. 26
福岡興業信用組合	16. 1. 6	16. 1. 19	16. 2. 13	16. 4. 12
佐世保中央信用組合	16. 1. 6	16. 1. 19	16. 2. 13	16. 4. 7
信用組合広島商銀	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 2. 27	16. 6. 30
呉市職員信用組合	16. 1. 16	16. 2. 2	16. 2. 18	16. 3. 30
警視庁職員信用組合	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 2. 26	16. 5. 25
協栄信用組合	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 5	16. 5. 24

【財務局検査】

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
新潟大栄信用組合	16. 1. 23	16. 2. 9	16. 3. 5	16. 6. 23
大阪貯蓄信用組合	16. 2. 16	16. 3. 1	16. 3. 29	16. 5. 19
いわき信用組合	16. 2. 18	16. 3. 3	16. 3. 25	16. 5. 24
三重県職員信用組合	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 19	16. 6. 24
岐阜県医師信用組合	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 19	16. 5. 11
静岡県医師信用組合	16. 2. 24	16. 3. 8	16. 3. 19	16. 5. 25
金沢鉄道信用組合	16. 2. 25	16. 3. 10	16. 3. 24	16. 5. 19
福岡県庁信用組合	16. 3. 1	16. 3. 15	16. 4. 6	16. 6. 2
佐賀県医師信用組合	16. 3. 1	16. 3. 15	16. 4. 7	16. 6. 24
杜陵信用組合	16. 3. 2	16. 3. 16	16. 3. 26	16. 5. 6
愛知県警察信用組合	16. 3. 4	16. 3. 17	16. 3. 30	16. 6. 25
信用組合愛知商銀	16. 4. 8	16. 4. 21	16. 6. 25	16. 10. 21
ハナ信用組合	16. 4. 16	16. 5. 10	16. 6. 22	16. 10. 14
ミレ信用組合	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 4	16. 9. 30
滋賀県信用組合	16. 4. 16	16. 5. 11	16. 6. 7	16. 8. 19
青森県信用組合	16. 4. 19	16. 5. 17	16. 6. 15	16. 9. 13
会津商工信用組合	16. 4. 19	16. 5. 17	16. 6. 4	16. 8. 10
広島県信用組合	16. 4. 21	16. 5. 12	16. 6. 11	16. 9. 9
信用組合岡山商銀	16. 4. 21	16. 5. 12	16. 6. 4	16. 9. 3
東京建設信用組合	16. 4. 23	16. 5. 17	16. 6. 4	16. 9. 8
玖珠郡信用組合	16. 4. 23	16. 5. 13	16. 6. 2	16. 9. 16
福岡県中央信用組合	16. 5. 6	16. 5. 20	16. 6. 18	16. 10. 1
佐賀栄城信用組合	16. 5. 10	16. 5. 24	16. 6. 29	16. 9. 9
佐賀商銀信用組合	16. 6. 2	16. 6. 14	16. 10. 6	16. 12. 17
長崎商銀信用組合	16. 6. 2	16. 6. 14	16. 10. 4	16. 12. 27
あすか信用組合	16. 6. 25	16. 7. 12	16. 9. 8	16. 12. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

IV. 労働金庫に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

労働金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
労働金庫連合会	16. 4. 12	16. 4. 22	16. 5. 28	16. 7. 27

【財務局検査】

労働金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
長野県労働金庫	15. 7. 10	15. 7. 28	15. 9. 4	16. 7. 27
東海労働金庫	15. 8. 26	15. 9. 8	15. 10. 22	16. 6. 28
沖縄県労働金庫	15. 9. 1	15. 9. 16	15. 10. 10	16. 7. 26
北海道労働金庫	15. 10. 23	15. 11. 10	15. 12. 10	16. 8. 10
新潟県労働金庫	15. 10. 30	15. 11. 17	15. 12. 17	16. 8. 6
九州労働金庫	15. 12. 17	16. 1. 15	16. 3. 16	16. 9. 14
静岡県労働金庫	16. 4. 15	16. 5. 10	16. 6. 8	16. 11. 24

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

V. 信用農業協同組合連合会等に対する検査の実施状況

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
石川県信用農業協同組合連合会	15. 9. 9	15. 9. 29	15. 10. 17	15. 11. 27
千葉県信用農業協同組合連合会	15. 9. 10	15. 10. 6	15. 11. 20	16. 3. 22
滋賀県信用農業協同組合連合会	15. 9. 17	15. 10. 6	15. 10. 24	16. 3. 31
三重県信用農業協同組合連合会	15. 9. 18	15. 10. 14	15. 10. 31	16. 3. 30
愛媛県信用農業協同組合連合会	15. 10. 7	15. 11. 10	15. 11. 28	16. 1. 30
福島県信用農業協同組合連合会	15. 12. 19	16. 1. 19	16. 2. 6	16. 6. 3

信用漁業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
宮城県信用漁業協同組合連合会	15. 11. 13	15. 12. 1	15. 12. 12	16. 4. 23
千葉県信用漁業協同組合連合会	16. 1. 13	16. 1. 26	16. 2. 6	16. 5. 25
三重県信用漁業協同組合連合会	16. 1. 13	16. 1. 26	16. 2. 10	16. 5. 24
和歌山県信用漁業協同組合連合会	15. 9. 30	15. 10. 14	15. 10. 24	16. 4. 7
鳥取県信用漁業協同組合連合会	15. 11. 17	15. 12. 2	15. 12. 12	16. 3. 19
徳島県信用漁業協同組合連合会	15. 8. 20	15. 9. 2	15. 9. 11	15. 11. 28
鹿児島県信用漁業協同組合連合会	16. 2. 16	16. 3. 2	16. 3. 16	16. 6. 23

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

VI. 保険会社等に対する検査の実施状況

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ミレアホールディングス	16. 2. 5	16. 2. 18	16. 4. 20	16. 7. 16

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大 同 生 命 保 険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 14	16. 2. 9
太 陽 生 命 保 険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	16. 2. 9
ティアント・ティファイナショナル生命保険	15. 8. 19	15. 8. 29	15. 10. 10	16. 2. 9
日 本 生 命 保 険	15. 10. 28	15. 11. 10	16. 1. 26	16. 4. 15
朝 日 生 命 保 険	15. 10. 28	15. 11. 10	16. 2. 6	16. 4. 15
富 国 生 命 保 険	16. 2. 20	16. 3. 3	16. 4. 13	16. 6. 23
ヒューシーエー生命保険	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 16	16. 9. 7
ハートフォート生命保険	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 16	16. 9. 8
オリックス生命保険	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 17	16. 9. 7

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ニッセイ同和損害保険	15. 10. 28	15. 11. 10	15. 12. 17	16. 3. 19
エース損害保険	16. 1. 7	16. 1. 20	16. 2. 16	16. 5. 25
東京海上火災保険	16. 2. 5	16. 2. 18	16. 4. 20	16. 7. 16
日動火災海上保険	16. 2. 26	16. 3. 9	16. 4. 16	16. 7. 16

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

VII. 証券会社等に対する検査の実施状況

証券取引所に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

証券取引所名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
名古屋証券取引所	16. 4. 26	16. 5. 18	16. 6. 11	16. 9. 16

証券持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

証券持株会社名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日興コーポリアルグループ	—	16. 2. 3	16. 4. 9	16. 7. 1

証券会社等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大和証券	15. 8. 18	15. 8. 27	15. 10. 24	16. 2. 10
大和証券エスエムヒューシー	15. 8. 18	15. 8. 27	15. 10. 28	16. 2. 12
大和証券投資信託委託	—	15. 8. 27	15. 10. 10	16. 1. 27
トイツ証券会社 東京支店	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 18
朝日ライフアセットマネジメント	—	15. 10. 28	15. 12. 5	16. 3. 11
日興シティグループ証券	—	15. 11. 10	16. 1. 16	16. 5. 28
新光証券	—	15. 11. 13	16. 1. 16	16. 4. 15
新光投信	—	15. 11. 13	15. 12. 18	16. 4. 15
日興アセットマネジメント	—	16. 1. 15	16. 2. 23	16. 5. 28
富士投信投資顧問	—	16. 1. 15	16. 2. 18	16. 6. 18
シティコーポ証券会社 東京支店	—	16. 2. 2	16. 4. 12	16. 6. 21
日興コーポリアル証券	—	16. 2. 3	16. 4. 9	16. 7. 1
東京海上アセットマネジメント投信	—	16. 3. 5	16. 4. 9	16. 6. 18
三井住友アセットマネジメント	—	16. 3. 10	16. 4. 16	16. 7. 12
UFJ つばさ証券	—	16. 4. 26	16. 6. 21	16. 9. 21
国際投信投資顧問	—	16. 4. 26	16. 6. 11	16. 9. 17
フィテリテイ投信	—	16. 4. 26	16. 6. 18	16. 9. 16

【財務局検査】

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
松阪証券(株)	—	15. 7. 10	15. 7. 29	15. 9. 19
光世証券	—	15. 7. 28	15. 8. 27	15. 10. 9
奈良証券	—	15. 8. 19	15. 9. 5	15. 12. 12
(有)アルガ・インペリアル	—	15. 8. 22	15. 10. 9	16. 1. 19
伊藤忠キャピタル証券	—	15. 8. 25	15. 9. 4	15. 11. 17
バンガード・インベストメンツ・ジャパン証券	—	15. 8. 25	15. 9. 4	15. 12. 15
ファーストメイク証券	—	15. 8. 25	15. 9. 4	15. 10. 17
日本フィールド株式会社	—	15. 8. 26	15. 8. 26	15. 9. 18
アルペン経済	—	15. 8. 28	15. 8. 29	15. 9. 30
(株)ユニオントラスト	—	15. 9. 2	15. 9. 10	15. 11. 27
静岡東海証券	—	15. 9. 17	15. 10. 7	15. 11. 27
カドヤ証券(株)	—	15. 9. 24	15. 10. 10	15. 12. 12
ザ・タイミング株式投資学研究所	—	15. 9. 24	15. 10. 16	15. 11. 7
丸福証券	—	15. 9. 25	15. 10. 15	15. 12. 8
愛媛証券	—	15. 9. 25	15. 10. 17	15. 11. 28
長野証券	—	15. 9. 30	15. 10. 16	16. 2. 6
廣田証券	—	15. 10. 7	15. 10. 27	16. 2. 2
六和証券	—	15. 10. 7	15. 10. 24	16. 2. 4
頭川証券(株)	—	15. 10. 16	15. 10. 28	15. 12. 16
大伸経済研究社	—	15. 10. 23	15. 10. 23	15. 12. 1
井上投資コンサルタント事務所	—	15. 10. 24	15. 10. 24	15. 11. 28
佐世保証証券(株)	—	15. 10. 27	15. 11. 21	15. 12. 16
ジャパンオルタナティブ証券	15. 11. 4	15. 11. 10	15. 11. 18	16. 1. 8
エスピーシー証券	—	15. 11. 10	15. 11. 19	16. 2. 12
日立キャピタル証券	—	15. 11. 10	15. 11. 18	16. 1. 29
田原証券(株)	—	15. 11. 11	15. 11. 26	16. 2. 16
山源証券	—	15. 11. 18	15. 12. 5	16. 3. 16
都証券	—	15. 11. 18	15. 12. 5	16. 3. 2
三津井証券(株)	—	15. 11. 26	15. 12. 8	16. 1. 23
フィッシャー・フランス・トリス・アント・ワッツ(株)	—	15. 11. 27	15. 12. 12	16. 5. 10
大熊本証券(株)	—	15. 12. 1	15. 12. 19	16. 2. 19
ゲット証券	—	15. 12. 8	15. 12. 22	16. 3. 1

【財務局検査】

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ワンアジア証券	—	15. 12. 8	15. 12. 24	16. 4. 13
ブラウ・ブラザーズ・ハリマン証券・投資顧問	—	15. 12. 8	15. 12. 18	16. 4. 13
久世株式経済研究所	—	15. 12. 10	15. 12. 11	16. 1. 30
株式会社セントラルコーポレーション	—	15. 12. 15	15. 12. 17	16. 1. 28
岡地証券	—	16. 1. 14	16. 2. 6	16. 4. 15
こうべ証券	—	16. 1. 14	16. 2. 3	16. 3. 30
環証券	—	16. 1. 14	16. 1. 30	16. 5. 19
益茂証券(株)	—	16. 1. 20	16. 2. 4	16. 3. 24
クレイ・フィンレイ・インク	—	16. 1. 22	16. 2. 24	16. 5. 27
ステート・ストリート・グローバル・マーケット証券	—	16. 1. 26	16. 2. 4	16. 5. 27
三菱商事証券	—	16. 1. 26	16. 3. 1	16. 4. 30
津山証券(株)	—	16. 2. 17	16. 3. 3	16. 6. 18
エース証券	—	16. 2. 24	16. 4. 1	16. 6. 17
タイコム証券	—	16. 2. 26	16. 3. 12	16. 8. 2
三豊証券	—	16. 3. 1	16. 3. 22	16. 5. 11
アクセス証券	—	16. 3. 2	16. 3. 12	16. 6. 7
平尾投資顧問事務所	—	16. 3. 4	16. 3. 4	16. 3. 22
エクセランド証券	16. 3. 8	16. 3. 15	16. 3. 25	16. 6. 9
パトナム・インベストメンツ証券	16. 3. 8	16. 3. 15	16. 5. 12	16. 8. 3
富証券(株)	—	16. 3. 9	16. 3. 23	16. 5. 19
静岡ティーエム証券	—	16. 3. 9	16. 3. 24	16. 5. 6
エヌ・ティ・アセット(株)	—	16. 3. 15	16. 3. 16	16. 4. 28
木下光孝(丸光投資顧問室)	—	16. 3. 16	16. 3. 17	—
株式会社ラボス	—	16. 3. 24	16. 4. 26	16. 6. 24
播陽証券	—	16. 4. 6	16. 4. 23	16. 7. 20
篠山証券	—	16. 4. 6	16. 4. 16	16. 8. 19
上光証券	—	16. 4. 7	16. 4. 28	16. 6. 22
山形証券(株)	16. 4. 8	16. 4. 12	16. 4. 23	16. 5. 24
木村証券	—	16. 4. 13	16. 4. 28	16. 6. 9
アクシーズ・ジャパン証券	—	16. 4. 15	16. 4. 27	16. 6. 28
ディー・ブレイン証券	—	16. 4. 15	16. 4. 27	16. 8. 6
侑柳原投資顧問	—	16. 4. 21	16. 4. 26	—
アセットアライブ(株)	—	16. 4. 26	16. 5. 12	16. 6. 29

【財務局検査】

証券会社等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
アワシステム投資顧問	16. 5. 11	16. 5. 18	16. 5. 18	16. 5. 25
沖縄証券(株)	—	16. 5. 12	16. 6. 2	16. 7. 22
八幡証券(株)	—	16. 5. 17	16. 6. 11	16. 9. 24
(有)アクティス	—	16. 5. 19	16. 5. 26	—
丸大証券	—	16. 5. 24	16. 6. 9	16. 8. 11
(株)野村総合研究所	—	16. 5. 24	16. 6. 1	16. 6. 29
トヨタファイナンシャルサービス証券	—	16. 5. 25	16. 6. 7	16. 8. 23
神崎証券	—	16. 5. 25	16. 6. 8	16. 8. 19
ポートサテライト証券	—	16. 5. 25	16. 6. 10	16. 8. 23
ジェット証券	—	16. 5. 26	16. 6. 7	16. 9. 3
二浪証券	—	16. 6. 1	16. 6. 22	16. 9. 1
(株)まんてん	—	16. 6. 2	16. 6. 15	16. 8. 23
セブンキャピタル証券	—	16. 6. 9	16. 6. 30	16. 10. 21
鄭政男(岩崎匡恩)「ファイナンシャル・インベストメント・マネージメント」	—	16. 6. 10	16. 6. 15	16. 7. 14
常泉投資顧問(株)	—	16. 6. 15	16. 6. 24	16. 10. 28

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

VIII. 外国金融機関等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

外国金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
トイッ銀行 東京支店	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 16
トイッ証券会社 東京支店	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 18
トイチエ信託銀行	—	15. 8. 28	15. 10. 20	16. 2. 25
シティバンク、エヌ・エイ 在日支店	—	15. 11. 4	16. 4. 12	16. 5. 21
日興シティ信託銀行	—	15. 11. 10	16. 1. 15	16. 3. 10
エース損害保険	16. 1. 7	16. 1. 20	16. 2. 16	16. 5. 25
シティコープ証券会社 東京支店	—	16. 2. 2	16. 4. 12	16. 6. 21
ファイテリテイ投信	—	16. 4. 26	16. 6. 18	16. 9. 16
フラシール銀行 東京支店	—	16. 4. 26	16. 6. 14	16. 9. 8
シティトラスト信託銀行	—	16. 4. 26	16. 6. 25	16. 9. 22
ヒューシーエー生命保険	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 16	16. 9. 7
ハートフォート生命保険	16. 5. 10	16. 5. 21	16. 6. 16	16. 9. 8

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照)

Ⅸ. 政策金融機関等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

政策金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日本政策投資銀行	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 10. 20	15. 12. 24
国際協力銀行	15. 8. 18	15. 9. 1	15. 10. 24	15. 12. 24
日本郵政公社	15. 11. 19	15. 12. 4	16. 3. 11	16. 6. 29
商工組合中央金庫	16. 3. 29	16. 4. 12	16. 6. 21	16. 10. 14
国民生活金融公庫	16. 3. 29	16. 4. 12	16. 6. 15	16. 9. 24

(注1) 商工組合中央金庫については、本店の検査の実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料23-1-21を参照）

検査対象	対象数	検査の根拠法令
銀行持株会社	12	銀行法第52条の32
都市銀行	6	銀行法第25条
長期信用銀行	1	長期信用銀行法第17条
信託銀行	25	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条
地方銀行	65	銀行法第25条
第二地方銀行	48	銀行法第25条
信用金庫	299	信用金庫法第89条
労働金庫	14	労働金庫法第94条
信用協同組合	176	協同組合による金融事業に関する法律第6条
保険持株会社	4	保険業法第271条の28
生命保険会社	39	保険業法第129条
損害保険会社	48	保険業法第201条
証券持株会社	2	証券取引法第59条
証券会社	267	証券取引法第59条 外国証券業者に関する法律第31条
投資信託委託業者	95	投資信託及び投資法人に関する法律第39条
投資顧問業者	741	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条
信用農業協同組合連合会	47	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	32	水産業協同組合法第123条

(注1) 対象数については、平成17年3月31日現在。

(注2) 地方銀行については、埼玉りそな銀行を含む。

(注3) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。

(注4) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注5) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。

(注6) 信用農業協同組合連合会には農業協同組合を含む。

政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査の根拠法令

検査対象	検査の根拠法令
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第43条、第43ノ2 商工組合中央金庫法第43条ノ2の検査の権限の委任に関する 政令第1条
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法第30条、第30条の2 国民生活金融公庫法施行令第23条
住宅金融公庫	住宅金融公庫法第32条、第32条の2 住宅金融公庫法施行令第32条
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法第30条、第30条の2 農林漁業金融公庫法施行令第16条
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法第31条、第31条の2 中小企業金融公庫法施行令第18条
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法第37条、第37条の2 公営企業金融公庫法施行令第17条
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法第33条、第33条の2 沖縄振興開発金融公庫法施行令第9条の2
国際協力銀行	国際協力銀行法第53条、第53条の2 国際協力銀行法施行令第30条
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法第50条、第50条の2 日本政策投資銀行法施行令第27条
日本郵政公社	日本郵政公社法第58条、第59条 日本郵政公社法施行令第28条

主要行における自己査定と検査結果との格差について

金融庁（金融監督庁）は、平成12年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施している。

12年以降の主要行における自己査定と検査結果との格差について、検査事務年度ごとの集計ベースでその傾向をみると、金融検査マニュアル導入以来、資産査定の厳格化への取組が進んだことなどから、貸出金分類額及び償却・引当額のいずれの乖離率も、14年度に大幅に低下し、その後は総じて低位で推移している。

なお、乖離率については貸出金分類額及び償却・引当額等の水準とあわせて見る必要がある。

1. 貸出金分類額の乖離率

（単位：億円、%、行）

検査 事務年度	検査 実施行	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	乖離率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50%	25%未満
12年度	8	157,632	216,335	58,703	37.2	3	4	1
13年度	10	285,869	358,567	72,698	25.4	1	3	6
14年度	11	370,807	399,089	28,282	7.6	0	2	9
15年度	11	335,507	353,946	18,439	5.5	0	0	11
16年度	7	205,109	230,272	25,163	12.3	0	1	6

2. 償却・引当額の乖離率

（単位：億円、%、行）

検査 事務年度	検査 実施行	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	乖離率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50%	25%未満
12年度	8	49,748	64,786	15,038	30.2	1	4	3
13年度	10	80,490	121,048	40,558	50.4	6	1	3
14年度	11	118,256	130,555	12,299	10.4	0	0	11
15年度	11	112,114	126,720	14,606	13.0	0	3	8
16年度	7	84,974	100,116	15,142	17.8	1	1	5

(注)

1. 各検査事務年度ごとの対象決算（中間決算）期は、以下のとおり。
 - ・ 12 検査事務年度：平成 12 年 3 月期、12 年 9 月期、13 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 13 検査事務年度：平成 13 年 3 月期、13 年 9 月期、14 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 14 検査事務年度：平成 14 年 3 月期、14 年 9 月期、15 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 15 検査事務年度：平成 15 年 3 月期、15 年 9 月期、16 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 16 検査事務年度：平成 16 年 3 月期、16 年 9 月期のいずれか。

2. 貸出金分類額とは、Ⅱ分類（回収に通常の度合いを超える危険を含む部分）、Ⅲ分類（回収に重大な懸念のある部分）及びⅣ分類（回収が不可能と判断される部分）の合計額を示す。償却・引当額は、総与信額ベースであり、対象決算期における直接償却額と貸倒引当金の合計額である。

3. これまで、金融検査マニュアルに基づく巡目ベースで公表してきたが、今回、検査事務年度ベースでの公表に変更した。

本件についての問い合わせ先 金融庁 Tel.03-3506-6000 検査局審査課

本件についての問い合わせ先
 金融庁検査局審査課
 TEL 03-3506-6000(代)

平成 16 年 11 月 12 日
 金 融 庁

特別検査の結果について

金融庁は、平成 16 年 9 月期を対象として特別検査を実施した。その結果を取りまとめたところ、概要は以下のとおり。

1. 特別検査の概要

(1) 対象行：主要行 11 行（三井住友、住友信託、中央三井信託、みずほ、みずほコーポレート、みずほ信託、東京三菱、三菱信託、UFJ、UFJ 信託、りそな）

(2) 日 程：平成 16 年 8 月 18 日着手、同年 11 月 5 日結果連絡

(3) 検証方法：これまでの特別検査と同様、株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の大口債務者について、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図る。

再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果も踏まえて債務者区分を判定。

(4) 対象債務者：135 先、与信額 9.2 兆円

(内訳)

既往対象者（16 年 3 月期特別検査）	147 先
対象外（▲）	20 先
小計	127 先
新規対象者	8 先
計	<u>135 先</u>

(注) 16 年 3 月期の特別検査における対象債務者は 133 先（与信額 10.5 兆円）。
 会社分割等により現在 147 先。

① 既往対象者：127 先、与信額 8.9 兆円

16 年 3 月期の特別検査の対象者 147 先から、破綻先、オフバランス化が進んだ先など明らかに検証の必要がないと考えられる 20 先を除外。

② 新規対象者：8 先、与信額 0.3 兆円

15 年 3 月期及び 16 年 3 月期の特別検査と同様の基準により選定。

2. 検証結果等

検証における債務者区分の遷移状況及び検証後の債務者区分を踏まえた償却・引当の状況（見込み）について集計すれば、以下のとおりとなる。

(1) 債務者区分の遷移状況（対16年3月期比較）

遷移状況	16年9月期		既往対象者		新規対象者	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合計	135 (96)	9.2 (7.5)	127 (93)	8.9 (7.4)	8 (3)	0.3 (0.2)
上位遷移した先	19 (12)	1.6 (1.0)	18 (12)	1.6 (1.0)	1 (-)	0.0 (-)
変更がなかった先	74 (49)	3.1 (2.3)	70 (48)	2.9 (2.2)	4 (1)	0.2 (0.1)
下位遷移した先	39 (33)	4.2 (4.0)	36 (31)	4.1 (3.9)	3 (2)	0.1 (0.1)
破綻懸念先以下	31 (25)	3.7 (3.5)	29 (24)	3.7 (3.4)	2 (1)	0.1 (0.0)
オフバランス化した先	3 (2)	0.3 (0.3)	3 (2)	0.3 (0.3)	-	-

(注1) ()内は、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）。

(注2) 「オフバランス化した先」は、債権の全額回収や債権の売却などにより、16年9月期に与信額がなくなったものを指す。

(注3) 表中、一部計算が整合しないのは、端数処理のため。

(参考) 16年3月期特別検査結果との比較

遷移状況	16年9月期 ＜対16年3月期＞		16年3月期 ＜対15年9月期＞	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合計	135 (96)	9.2 (7.5)	133 (100)	10.5 (8.7)
上位遷移した先	19 (12)	1.6 (1.0)	23 (20)	1.3 (1.2)
変更がなかった先	74 (49)	3.1 (2.3)	82 (56)	6.9 (5.7)
下位遷移した先	39 (33)	4.2 (4.0)	26 (22)	2.2 (1.8)
破綻懸念先以下	31 (25)	3.7 (3.5)	22 (18)	1.8 (1.3)
オフバランス化 した先	3 (2)	0.3 (0.3)	2 (2)	0.1 (0.1)

(注1) ()内は、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）。

(注2) 「オフバランス化した先」は、債権の全額回収や債権の売却などにより、与信額がなくなったものを指す。

(注3) 表中、一部計算が整合しないのは、端数処理のため。

(2) 不良債権処分損（対象債務者に係るもの）

（単位：兆円）

	16年9月期	(参考) 16年3月期
不良債権処分損	0.4	0.7
直接償却額	0.3	0.4
引当増加額	0.2	0.3

<引当金残高>

16年9月期末 2.3兆円
16年3月期末 2.1兆円

↑
0.2兆円

（注）ヒアリングに基づき集計。

(3) 要管理先（特別検査対象者）に係る引当状況

	16年9月期	(参考) 16年3月期	(参考) 15年9月期
対象先	25先	34先	48先
引当額	0.2兆円	1.0兆円	1.2兆円
引当率	53%	52%	40%

（注1）ヒアリングに基づき集計。

（注2）「引当率」は、債権額のうち担保によりカバーされていない非保全部分に対する引当額の割合。

＜債務者区分分布状況（先数ベース）＞

（単位：兆円）

16年9月期			16年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	28	1.3	正常先	17	0.5
			その他要注意先	61	3.5
その他要注意先	44	2.4	要管理先	41	3.8
要管理先	25	1.0			
破綻懸念先	35	4.1	要管理先	41	3.8
			破綻懸念先以下	16	1.4
オフバランス化先	3	0.3			
計	135 (96)	9.2 (7.5)	計	135 (96)	9.2 (7.5)

- (注) 1. 本表は、16年9月期の特別検査対象先(135先)について、当該債務者の16年3月期決算における債務者区分の分布状況と比較したもの。
2. ()内は、4業種(建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業)。
3. 表中、一部計算が整合しないのは、端数処理のため。

検査情報受付窓口の設置について

金融庁では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、金融庁及び財務局において、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「**検査情報受付窓口**」を9月7日(火)に設置することとなりました。

検査実施中の金融機関は、金融庁及び財務局ウェブサイト(ホームページ)上に掲載してあります。**掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認の上、メール、ファックス、郵送によりご連絡ください。**

なお、各財務局等の検査情報受付窓口については、今後、順次設置していく予定となっております。

(注意事項)

- ① 情報提供にあたっては、匿名でも構いません。
- ② 情報の内容は、**金融機関名・支店名**など**出来るだけ具体的に記述**してください。また、(1)顧客情報管理に関するもの、(2)説明責任の履行状況に関するもの、(3)法令等遵守状況に関するもの、(4)苦情等処理状況に関するものに該当する場合は、その旨を明記して下さい。
- ③ 検査には、通常検査のほか、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など様々なものがあります。したがって、提供された情報につきましては、当該検査のほか、次回検査や幅広く金融行政においても活用させていただきます。
- ④ 受け付けた情報に関する**照会や個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできません**ので、予めご承知おきください(なお、各金融関係団体には**相談窓口**が設置されています。)
- ⑤ 金融機関名の掲載期間は、検査予告日(無予告の場合は立入開始日)から立入終了日までとなっております。
なお、現在、検査を実施しておらず、ウェブサイト(ホームページ)上に掲載されていない金融機関については、随時「**ご意見箱**」等により情報を受け付けています。
- ⑥ 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、特別検査などについては、金融機関名を掲載しておりません。

金融庁が実施する検査の情報受付窓口

Eメール : kensajoho@fsa.go.jp

ファックス: 03-3506-6764

郵 送 : 〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎4号館
金融庁検査局総務課 検査情報受付窓口宛

平成 17 年 6 月 24 日
金 融 庁

金融コングロマリット等への検査対応について

金融改革プログラムにおいて、「国際的な金融の規制緩和に伴う金融機関の諸機能の分化・専門化やコングロマリット化・国際化、新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等の構造変化に対応した制度整備、金融行政の体制整備を行う。」とされており、これを踏まえ、今般「金融コングロマリット監督指針」が発表されたところである。今後コングロマリット化に対応した経営管理、財務の健全性及び業務の適切性を検証できる体制の整備が重要な課題となっている。

こうした観点から、金融庁検査局は、金融コングロマリット等に対し、法令の権限及び目的の範囲内において、今般公表された「金融コングロマリット監督指針」における評価項目について、検証するための態勢整備を図ってまいりたい。

なお、本年 7 月より、金融庁検査局は、金融コングロマリット等の統合的なリスク管理の状況を検証する観点から、検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合に、金融コングロマリットを構成する証券会社等に対し、立入検査を実施する予定である。その際には、金融庁検査局と証券取引等監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとする。

(以 上)

金融担当大臣談話

－ 株式会社ユーエフジェイ銀行について －

1. 本日、株式会社ユーエフジェイ銀行等の検査忌避等の行為について、東京地方検察庁に対して告発を行った。
2. また、本日、当該行為に関し、当行に対して銀行法第 27 条の規定に基づく行政処分を行った。
3. 今回の対応は、当行の旧経営体制の下で過去に行われた行為に対して行ったものである。

当行については、既に、新経営陣の下、平成 16 年 6 月 18 日に講じた業務改善命令及びそれを受けて平成 16 年 7 月 26 日に提出された業務改善計画に則して、経営管理（ガバナンス）態勢の充実・強化に取り組んでいるものと承知しており、金融庁としては、新経営陣には、これらの着実な推進を期待している。